

会議録

平成 28 年 2 月 22 日(月) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 11 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 11 時 00 分～午後 3 時 32 分
事務局 吉 田、西 嶋

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 11 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、早速会議を進めますが、本日の会議次第は別紙配付のとおりでございます。

2. 調査事項

(1)まちづくり新幹線課

・人口減少対策について(継続)

平野委員長 まちづくり新幹線課福田課長をはじめ、また丹野室長、出席大変ご苦勞様でございます。

きょうは、調査事項の一つ目といたしまして、まちづくり新幹線課人口減少対策について、継続の調査事項でございますが、人口ビジョン、総合戦略等の資料が出ておりますので、早速説明を求めます。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 おはようございます。まちづくり新幹線課でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私のほうからは調査事項の 1. 人口減少対策についてということで、添付資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会こちらにおきまして、このたび人口ビジョン及び総合戦略が取りまとめられました。この資料について、ご説明を申し上げます。

推進委員会につきましては、昨年 8 月に第 1 回の会議を開催いたしまして、町民アンケートの結果や、ワークショップでの SWOT 分析等による議論を行い、2 月に第 4 回目の

推進委員会を開催してございます。

資料の 1 ページから 6 ページが人口ビジョン、7 ページから 13 ページが総合戦略となっております。

資料の 1 ページをご覧ください。

木古内町人口ビジョン概要版でございます。

木古内町人口ビジョンの位置付けと対象期間でございますが、位置付けといたしましては、「まち・ひと・しごと創生法」に基づきまして、木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するにあたり、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で、重要な基礎というような位置付けをしてございます。

対象期間につきましては、国の長期ビジョンの期間を踏まえまして、2060 年平成 72 年までとしてございます。

次に、木古内町の人口の現状分析を記載してございます。

図の 1 でございますが、国立社会保障人口問題研究所、以降、社人研と申しますが、木古内町の人口は今後も減少を続け、2040 年平成 52 年でございますが 2,337 人となりまして、2060 年には 1,152 人となることが推計されてございます。

年齢別の人口推移を見ますと、生産年齢人口と年少人口は減少傾向となっておりますが、老年人口のほうは増加傾向となっております。

2 ページをご覧ください。

図 2 は、年齢区分別の人口比率の推移でございます。

町の総人口の減少に伴いまして老年人口も減少いたしますが、全体から見た比率といたしましては老年人口は上昇することとなり、2040 年には 56.4 %、2060 年には 59.8 %になるというように推計をされてございます。

図 3 でございますが、出生と死亡、転入と転出この推移でございますが、死亡数が出生数を上回り、転出数が転入数を上回っていることが人口減少の原因であるということになってございます。

次に、3 ページをご覧ください。

人口変化が地域に与える影響の分析というものでございまして、町民税と介護保険事業特別会計の推移などを記載してございます。自主財源である町民税は年々減少する一方で、介護保険特別会計は増加傾向となっております。

人口減少によって税収が減少し、高齢者比率が高まることによって介護保険事業特別会計が増加するというような結果になってございます。

4 ページをご覧ください。

人口の将来展望でございます。

木古内町における人口の現状と課題について整理をしてございます。

昭和 30 代頃の 1 万 2,926 人をピークに、様々な要因により人口流出や合計特殊出生率の減少、転出超過があり人口の減少に拍車がかかっていると考えられます。

これらのことを踏まえますと、今後も人口減少は続くと予想されますことから、出生率の上昇につながる施策と、人口の社会増をもたらす施策の双方に取り組むことが効果的と考えられ、間もなく開業する北海道新幹線に係る施策を主軸とした施策の検討が効果的だと考えられるというまとめになってございます。

次に、5 ページをご覧ください。

「人口の縮小スパイラル」から早期離脱するため、国の示す政策 4 分野に対し、木古内町の特性を勘案した基本目標を設定してございます。

①の雇用の創出でございますが、新幹線開業の機会を活かしたプロモーション活動などによる企業誘致や、各種産業の担い手確保支援に取り組むことを目標としてございます。

②の人の流れでございますが、今後、移住・定住を増加させ、転出超過に歯止めをかけるため、新幹線開業による交通の利便性の向上や道営住宅の整備などの機会を活用したPRを積極的に行い、新たな人の流れを創出していくことを目標としてございます。

③の結婚・出産・子育てでございますが、妊婦・子供の医療費の助成や子育てなどの相談を継続的に実施することや、町民からは経済的支援や子育てと仕事の両立環境の整備や、働く場所があれば木古内町に住み続けるといった意見が多かったことから、新たな雇用の場を創出することで経済的安定が得られ、出生率を向上させることを目標としてございます。

④の地域連携では、お祭りやイベントなどのさらなる情報発信、インバウンド観光を含めた観光客の増加や二次交通の充実、道の駅を最大限に活用した情報発信などの取り組みを進めることを目標としてございます。

次に、6 ページをご覧ください。

木古内町の将来人口の展望を示した図でございます。

後ほど説明いたします、総合戦略での施策を実施した場合、2060 年の将来人口が 1,992 人となり、社人研で推計している 2060 年の 1,152 人と比較いたしますと、約 800 人の施策効果が見込まれております。

また、高齢化率も社人研による推計値、2060 年で 57.8 %であったものが 35.7 %まで低下すると推計されてございます。

7 ページをご覧ください。

こちらからが、木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要版でございます。

総合戦略については、総合戦略策定推進委員会で議論したものを基本方針などに盛り込み策定してございます。

総合戦略の位置付けでございますが、総合戦略は第 6 次木古内町振興計画のテーマを引き継ぎながら、木古内町人口ビジョンにおいて定める将来人口に向かって地方創生に関する施策を推進することとしてございます。

将来人口につきましては、先ほど人口ビジョンでご説明したとおり、合計特殊出生率の上昇や純移動率、転入・転出の差でございますが、これらを均衡とすると仮定した場合に、総人口は 2040 年には 2,811 人、2060 年は 1,992 人となりますので、社人研の推計値と比較して、人口減少を大幅に抑制できる見込みとなっております。

8 ページをご覧ください。

総合戦略の理念でございます。総合戦略の基本理念は、北の大地の玄関口としての新たな魅力の創出と地域内外との“協働・連携”による持続可能な地域の創造とし、～地域資源をいかした“新時代きこない”のまちづくり～と定めてございます。

対象期間につきましては、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間としてございます。

9 ページをご覧ください。

基本方針につきましては、当町の創生を実現するために、第 6 次木古内町振興計画の目標であります、「活力と元気に満ちあふれ、生涯にわたり希望や生きがいを持ち続けられる北の大地の福祉都市『きこない』」を基本戦略として、国の総合戦略に掲げられている「まち・ひと・しごとの創生」に向けた政策 5 原則、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視。これらをしっかり受け止めながら、木古内町オリジナルの地方創生総合戦略を策定することを基本理念といたしまして、人口減少を克服することとさせていただきます。

客観的な効果検証等の実施につきましてでございますが、各数値目標などをもとに、P D C A サイクルにより、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を見直すことや検証に際しましては、その妥当性・客観性を担保するために、総合戦略策定推進委員会を活用するとともに、行政、議会が一体となり、十分な審議を経るものとしてございます。

10 ページをご覧ください。

政策分野と基本目標の設定でございますが、基本目標 1 では、雇用機会の創出について施策事業を記載してございます。

産業活性化や医療・福祉の充実などによる新たな雇用者の増加で 60 人、新規企業数の増加では 5 件という目標値を設定してございます。

具体的な施策・事業といたしまして、①ブランド力の高い地域の創造、②介護・福祉サービスの充実、③子育て世帯への手厚い支援の推進、④豊富な人材をいかした地域づくり、この 4 項目で構成いたしまして、今年度、地方創生先行型交付金を活用し実施している事業であるヒジキの養殖技術の導入や、褐毛和種優良繁殖雌牛導入事業、介護従事者への一時金の給付、これらを継続的に実施することや、地の利を活かしたプロモーション活動による企業誘致を積極的に推進することとさせていただきます、それぞれにおいて K P I を設定してございます。

11 ページをご覧ください。

基本目標 2 で、新しい人の流れを創造することについて施策事業を記載してございます。

移住・定住世帯の増加で 50 件、転出超過率の減少で現在の年間 87 人から 11 人とする目標値を設定してございます。

①移住定住の促進、②通勤通学支援の 2 項目で構成いたしまして、移住者に対しまして空き家・空き地を活用した移住の推進、お試し住宅、ちょっと暮らしの推進や、さらなる木古内町の魅力発信、または町外への通勤・通学に対する支援の検討を推進することとさせていただきます、それぞれにおいて K P I を設定してございます。

12 ページをご覧ください。

基本目標③でございますが、結婚・出産・子育てについて施策事業を記載してございます。ここでは、合計特殊出生率は現在の 1.25 から 1.40 に、婚姻の件数増加で現在の 12.8 組から 15 組とする目標値を設定してございます。

施策事業でございますが、①結婚支援の充実、②出産・子育て支援の充実、③地域資源を活かした教育、この 3 項目で構成いたしまして、具体的な施策と指標をそれぞれ設定してございます。

町民アンケートの回答も、理想の子どもの数は 2 人から 3 人というかたが 80 % を超えている状況でございました。実際の特出生率は当町では 1.25 ということで、理想の数とは

乖離している状況にあります。現在でも様々な施策を実施しておりますが、さらなる施策を推進することとしてそれぞれにおいてK P Iを設定してございます。

13 ページをご覧ください。

基本目標④でございますが、地域内外の連携について施策事業を記載してございます。

観光入り込み客数は現在の6万1,700人から20万人に、公共交通の満足度を47.6%から70%に向上させるということを目標値としてございます。

施策事業でございますが、①近隣9町との連携による交流人口の拡大、②北海道定住自立圏共生ビジョンによる連携、③地域資源を活用した戦略的なまちづくり、④地域公共交通等の維持による外出機会の確保の4項目で構成いたしまして、具体的な施策と指標を設定してございます。

北海道新幹線の開業後は、道の駅みそぎの郷きこないが渡島西部・檜山南部の核となる施設となります。道南いさりび鉄道や函館バスなどの地域公共交通の充実により、広域観光による観光交流人口の増加、インバウンドの誘客など様々な施策展開を継続的に実施し、賑わいのあるまちなかを創造することとしてございまして、それぞれにおいてK P Iを設定してございます。

今後のスケジュールでございますが、この人口ビジョン総合戦略につきましては、このたび推進委員会において取りまとめられたものでございます。これを町長へ答申し、合わせてパブリックコメントも行い、年度内に計画を決定するという運びになってございます。

また、来年度以降でございますが、推進委員会において、総合戦略の検証・見直しこれらを継続して実施してまいるところでございます。

以上で、説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりました。ちょっと質疑に入る前に、いま福田課長が言われる推進委員会というのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会のことでよろしいのですね。これが2月の何日に第4回を開かれたのか、今年度もう一度集まると言ったのは、いつくらいに集まる予定なのか。それと、庁舎内の人口減少対策検討会議は昨年10月2日に3回目を開かれていると思うのですけれども、開催があるのかどうかを説明願います。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 4回目の推進委員会につきましては、2月4日に開催してございます。この2月4日4回目ということで、そのまとまった結果が人口ビジョンと総合戦略でございますので、今年度まず総合戦略策定のこれが最終段階、推進委員会の取りまとめがこれということでございます。

それから、庁内の検討会議でございますが、これはその後開催してございませぬ。これにつきましては早急に開催して、現在地方創生に係る交付金の要件、これらの対象要件が以前と変わってきている状況にもありますので、こういったものをきちんと踏まえて、改めて議論を進めていきたいというふうに考えてございます。

平野委員長 わかりました。

それでは、説明が終わりましたので、質問を受けます。

吉田委員。

吉田委員 いま説明をもらったのですが、現状本当にこれに尽きるのかなという感じをし

ています。私もインターネットで見て人口減少、そしてこれ以上もたない、木古内町は全国の5位なのですよね。2040年には2,337人、こういう状態の中で我が町がどうやって向かっていくのかというのが、この中で一番大事な方向性を示す推進委員会にもなるでしょうし、やっていかなければならないというのがあるのです。

議会でも散々いろんなことで質問を総務・経済常任委員会の中でやっているのですが、はたしていままで議会で指摘された部分がどうもこの推進委員会に出てこないのですよね。その辺で何点かなのですが、確かに人口減少を見ると施策的には何も出てこなかったというのが一番あるのですが、一次産業の部分に関しては後継者が特にいないと。確かに去年、一昨年あたりから農業関係では何人か戻って来ている部分があるのですけれども、はたして本当に何人かです。漁業の部分に関しては、もうほとんど皆無という現状なのですよね。その中ではたしてどうなっているのかなと、推進会議でどこまで話し合われているのかというのが見えてこないのです。

それと、子育てはすごく大事な部分なのです。それが、道営住宅の子育て世代という部屋が3室も用意されているのですが、いま現状たぶんもう募集をやっていると思うのですが、その現状の部分がどうなっているのか。私も町内の何件かの子育て世代に「何とか木古内に移って来られないか」という話はしているのです。ただ、やはりいま若い世代というのはすごい賢いです。現状いま説明の中にもありましたように、保険料だとか介護保険料だとか云々となっているとだんだん高くなっていくのがわかる。その部分で給食費を無料化したというのはわかるのだけれども、総合的に見るとやはりいまのところがいい。北斗市でも知内町でもそうなのですよね。そこで追い打ちをかけていく施策が出てくるのかなと思ったのですけれども、一向に出てこない。大胆に言うと保育料の無料化まで突っ込んでいったほうがいいのかないと気がしていたのですよ。その辺もこれからの話し合いになってくるのか、そこまでは突っ込んでいけないのかというのも問題があるのです。その辺で、今回も説明を聞くとなかなか私達も活かさない。どう質問をしたらいいのかというのが、たぶんみんな委員の人達はどう思っているというのが出てこないのかなとも思うのです。

あと、企業誘致ありますよね。ここにはプロモーション年1回と実にのんきな話をしているのですよ、正直な話。確かにいままちづくり新幹線課も忙しいのかもしれないけれども、いまそういう場合ではないのですよね。企業、企業と言っても学校関係も含めて、関東の直下型地震も含めて、そういう危機感から地方に分散する。そして、企業の本部を札幌にというところもあるのですよ。そういう流れをいかに掴んでいくというのが本当に大事な話なので、こういうのをもっと具体的なのが出てくるのかなとこの推進委員会には期待をしていたのです。当初、これを積み上げた時にこの中で私も質問をしましたよね。もっとこれを議会の中に「? (0:27:17) ごとに報告をしてお願いします」と言っていたのですけれども、一向に今回出てきたやつも当初の考え方と何も変わっていないかなということしか受けざるを得ないのですよね。その辺について、いま委員長のほうからも「皆さんどうですか」と言ったら出てこないのですよね。これではたしていいのかというのが私達にしてみれば言わざるを得ない。この辺で、最終的には町長の政策になってしまうのかな。この辺については、今回町長も改選期もあるので謳えないのかもしれないけれども、もっと大胆な施策を展開しなければ、やはり将来的に木古内の町というものはどうな

るのかというのも見えてこないのかなと気がします。その辺、担当事務課として大変だと思うのですが、新幹線を活用して何とかというのわかるのですが、具体的な事例が全然出てこないで、この辺を皆さんがどうやって質問をしたらいいのか、まずお願いします。

平野委員長 いまの吉田委員が話された部分と比例しますというか関連しますけれども、まずまとめますと人口ビジョンについては、いままでのまとめということでデータを元にこのようなグラフも含めて資料を作成していただいて、非常にわかりやすいと思います。

そのあとに出てくる総合戦略のいわゆる概要版ということで、今回目標値も記載され、その後の具体的な施策ということでも書かれていますけれども、ほかの委員も含めて吉田委員が言いたいのは、この具体的施策の中のさらなる具体的事業が何年に、来年度出されるのか。この5年間の間にこれをやるという具体的な数値が出ていないので、なかなか広すぎて質問がしづらいということなのです。

それで、例えば具体的施策事業について、既にこの4年・5年の計画をしているわけですから、来年の来月予算委員会がありますけれども、早速具体的施策の部分で次年度の事業として既に考えられて、予算委員会の時には出てくるという認識でよろしいのですよね。そこをまず確認します。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まず具体的な施策についてですが、これは新年度私どもが考えているのはまずは27年度・26年度の繰り越しで、今年度既に地方創生に係る交付金を受けて、実施している事業がございます。この継続というのは、当然考えてございます。

また、新型交付金につきましては、交付に係る要件等が様々変わってきている状況がございます。これを踏まえまして、今後こういった事業を展開していけるのか、これを今後さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、推進委員会につきましては以前もご説明をしたのですが、推進委員会は個々の事業を検討するというものではなくて、個々の事業を検討するのは行政・議会であり、推進委員会は木古内町の長所・短所・ライバルはどこなのかという要因分析をして、方向性を定めると。その上で、それぞれに対する目標値を設定するというのが、総合戦略総合推進委員会の役割でございまして、個々の事業の検討・提案というのはこれは行政側から行わせていただくということになってございます。

また、企業誘致につきましては、5年間で新規企業数は5件というような目標値を立ててございます。

また一方で、具体的な施策事業の中では、相談件数は20件というふうに見込んでございます。これらは、新規の企業誘致5件つなぐればよいなど。それから、これまでの取り組んでおります企業誘致に関するセミナー等の参加によって、木古内町をPRして説明をして、企業誘致を進めていくと。これらは、今後も継続して粘り強く取り組んでいくことだと思っておりますので、それはこれまでどおりに取り組んでまいります。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 今回、2月4日の推進委員会の開催後に、概要版報告書をまとめたのは大したものだなと評価をしたいなと思います。

ただ、その中で木古内町のビジョンというかどうかという議論の中で、確かに地方創生の方針と言いますかそれにしたがえば目標年次を2040年・2060年と。例えば25年と

か45年後、木古内町はどうかということではなく、やはり手短な戦略期間の5年間。5年後にはどうするようになる、10年後にはどうなるという部分をやはり推進委員会の中でそういう議論にはならなかったのかどうかという部分をまず1点。

それと、いろんな具体的な部分も戦略の中では出てはいますけれども、これを見れば交付金ありきの事業に合致するものを特化しているようにも思えるのです。先ほど委員長が言ったように、庁舎内の人口減少の対策会議の中ではまだ細かい部分も。だから、できないは別にして、これらのこういう事業があって、例えば交付金の該当になる事業は、ここで木古内町の財政的なことを考えればいくらでもそういう交付金の対象事業のほうがいいわけですから、だけれどもそれだけで終われば本当に町民が望んでいる事業が救われないような気がするのです。ですから、そういう部分も含めてもう少し資料の。これは例えば推進会議の中ではこういう議論もありました、こういう事業もあったけれども例えば交付金の対象にならないから、これは年次送り。それと、やはり振興計画との絡みの部分のもう少し資料を含めて提示があってもいいのかなというふうに、この資料を見て。ただ、これだけまとめたというのは大いに評価をしたいということで、きょうはそれ以上の議論はしてもそれ以上の回答というかあれが出てこないような気がするのです。ただ、いま言った部分だけ答えてください。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まず、推進委員会における短期での効果を求めるという部分についてですが、それにつきましては国が設定している期間が2040年・2060年ということで、これに合わせた都道府県・地方自治体それぞれが計画を作る、まずこれが原則になっております。そういう中で、委員の皆さんからもやはりもっと早くという意見もございましたけれども、ただ出生数の増加ですとか例えば企業誘致ですとか、これらというのは当然取り組むのですが、きょう・明日すぐに結果が出るというものでもないという認識もございますので、そこも踏まえた計画というふうなまとめになってございます。

それから、交付金ありきの事業ということでございましたけれども、その視点については決して国の交付金が充てられる事業ということを意識して作ったわけではございません。これはあくまで、木古内町としてこういうことを実施すべきと。

一方で交付金につきましては、昨年度まで先駆性が優先されるというようなことで、その先駆性というのは単に先んじて実施する事業というような捉え方でございますけれども、これが複数の自治体による連携ですとか、政策間の連携。観光と子育てをセットにするとか、企業誘致と移住定住をセットにするというようなことですとか官民共同、様々な部分で先駆性の中にも適格要件のハードルが上がっている部分がございます。ですので、そういったものは今後、庁舎内の対策会議も通じて改めて検討をしていくと。対策会議の現在の検討している事業は、いまこの要件が変わってきている状況からいけば、給付型の事業がほとんどだと。ただ、国の交付金もこの給付型というのはよろしくないというような、また要件も出てきておりますので、そういったものも踏まえて検討会議では、新年度どういった事業を挙げていけるのかということも改めて議論をしていきたいというふうに考えております。

また、振興計画につきましては、どういった事業をやっていくかによって振興計画は随時見直しをかけておりますので、きちんとそこは対応してまいりたいと考えてございます。

平野委員長 1点確認なのですが、新年度に向けて庁舎内の委員会ではこれから議論をしていくということは、いまから議論して新年度予算に反映させるということでしょうか。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 検討会議の検討ということでは、これらの新年度の事業については、新たな政策的な予算ということになってまいりますので、新年度補正予算での対応ということになってまいります。要件も変わってきている状況もありますので、今後検討会議は早急に開催をして、そういったものも踏まえた中で新年度に28年度に実施する新型交付金での事業、これを検討してまいりますということでございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 目標年次の部分で質問をしたのですが、確かに国ではそういう目標年次を2060年だとかその推移で、それまでにあれすべきだということで、うちも例えば推進会議の中でも2060年には人口が1,100人が1,900人という目標値を置いている。既に我々はいない時代の話をしななければならないわけなのですよね。そうではなくて、もう少し手短な5年後・10年後はどうだと。そこに向かって例えばどういうことをどうしていくのだと。そのことが将来、2040年・2060年にもつながってくるということではないのかなと思うのですけれども。何か2060年、45年後の世界を描いて事業をするというのはその辺どうなのですか。国の方針というかそれはそれとしても、我が町として本当に人口減少をどう取り組むかということについて、もう少し推進会議の中でも議論にならなかったのかどうか。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 短期での効果ということでございますが、この総合戦略につきましては平成27年度から31年度までの5年間ということでございまして、これはそれぞれに5年間の目標値などを設定してございます。

一方で、人口ビジョンにつきましては、2040年・2060年ということでの推計でございますので、この5年間のまずは総合戦略を策定し実施していくことで、5年間の目標値をまずクリアしましょうと。また、毎年これを見直し・検証をしていくということで、例えばこれらの修正こういったものも出てくるということで、あくまで総合戦略は5年間のスパンでこれだけの目標値は何とか達成しましょうというものでございまして、人口ビジョンとはまた別のものという捉え方をさせていただければというふうに思います。

平野委員長 先ほどから聞いていると矛盾している部分もありまして、最初は庁舎内の検討会議の中でも国の交付金に見合った事業をするためにはどうすればいいのかと進めているという話の反面、交付金がありきでないですよという答弁も先ほどされたのです。ではどっちなのと。国の進みについても先ほどから言うように、コロコロ対象が変わっていくと。それを見ながら我が町が進めなければならないということは、何年後になるのということなのです。先ほど福田課長がおっしゃったとおり、「この交付金ありきではないよ、我が町独自で進めるのだよ」というのであれば、次年度からどんどんどんどん進められることもあると思うのです。その辺を交付金のありき、ないの部分を明確に説明をお願いします。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 先ほど交付金を意識していないというのは、あくまで総合戦略を策定するにあたって推進委員会の委員さんは交付金があたる、あたらないというのはこれ

は意識して作っている総合戦略ではないと。

一方で、この施策については個別の施策は行政側が議会と話し合いの上、進めていかなければなりませんので、その段階では当然町の財政状況等も踏まえれば、国の交付金のあたる事業を選択したほうがいいわけでございまして、そこにつきましては様々交付金の対象要件が変わってきているという状況がありますので。先ほどご説明したとおりいま検討会議でもっている事業、これまで検討してきた事業は、ほとんどが給付型の事業。補助金を出そうとか何かの助成をしようとかという事業が、以前お示しした資料のとおりほとんどなのですけれども、それらは基本的には国の交付金の対象にはしないというのがいま要件が変わってきているのは、新型交付金のほうはそういった要件になってきていますので、それを踏まえて例えば検討会議でいまこれだけあるけれども、ほとんどが給付型。ではこれとこれを組み合わせて政策間連携できないかとか、官民協働にはできないかとかという交付対象としていくためにはどうしていったらいいかということを検討会議の中で、これから掘り下げて改めて検討していくという意味でございまして。以上です。

平野委員長 わかりました。もちろん全員一同ですけれども、当然国の交付金の対象になる事業をやるということは理解します。ただ、先ほどから申しているのは、策定委員会の進みについては何も異存ありません。資料についても素晴らしい資料が出ていると思います。ただ、この具体的施策の中からいかに確実に具体的、本当の中身が伴っている施策が展開していくのかというのが現状では見えないのです。それで、先ほど「新年度の事業に反映されるのですか」と聞いたら、「それもまた補正で」ということなので、3月の実際の資料の中にも入ってこないのかなということで、残念なのですけれども。いままでも言うとおりに、例えば具体的施策事業も記載しているのを見ても、いま現在やっているものもたくさんあるのです。福田課長は「すぐに結果が出るものではない」と言いましたけれども、実際にほかの自治体を見ても結果を出しているところはありますし、我が町としてもやはり現状としては結果を出していかなければならないと思うのです。ですので、具体的施策を出して、この目標に基づいて、この目標を達成するためには実際この施策はやるのだと。次年度やるのだ、5年間をかけてやるのだという思いでなければ、この目標値にはどうも達しないと思いますし、2040年・2060年先ほど竹田委員から出ましたけれども、我々が死んでいる時代に託すということではなくて、いま現在我々ができることで結果を出して、その後に良い数字につながればいいなというふうに思いますので、もう少し積極的な答弁と言いますか進めてほしいなと思います。

竹田委員。

竹田委員 いまここに新聞か何かで見たのですけれども、例の北海道だと思っておりますけれども、30億のいまの地方創生で何かいろんないままの新型交付金ではない部分にも救済というか取り上げるような感じのチラッとそういう記事を見たのですけれども。定かではないものですから、その辺の情報は何か得ていたら教えてください。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 すみません、ちょっと30億というのは定かではないのですが、北海道の新型交付金に関する事業につきましては、今年度27年度は実施している事業の例えば継続ということで、対象にならない事業何かも出てきているというのはお話を伺っております。ですので、26年度繰り越しをして今年度事業をやっていますけれども、これが

向こう 5 年間継続するものと認識して当初予算計上に取り組んだものが、新型交付金になって対象にならない見込みというような事業も中に出てきているというふうなことは伺ってございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 前の確か委員会だったと思うのですけれども、この関係で先駆型事業の 10 分の 10 の事業でなぜ取り組まなかったという質問をしたら、町長は例えば「広域観光等で考えてあれしたけれども、それはどこかの地区と先取りされてうちが対象にならなかった」と。だけれどもやはり、人口減少のことを考えればそれをいま木古内町は何とかあれしなければだめだというものは、これは先ほどここに人口減少対策枠で 30 億。この部分で北海道枠で、何とかやはり救済というか取り上げてもらうような努力というのは必要ではないかという気がするものですから、確か 30 億は別枠だなというふうに思ったものですから、その辺の取り組みをやはり。その報告ではなくて、今回これに向けてやはり北海道と粘り強く対象にしてもらうよう行動すべきではないかなというふうに思うものですから、その部分だけ。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 そこにつきましては、北海道のほうとも今後改めて協議も当然進めてまいりまして、施策の推進について少しでも町としては財源を確保した上で、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

平野委員長 具体的中身の施策については、きょうは議論をするなにもものでもないので、先ほど言っていた継続事業に対しては当然ながら 28 年の事業内容に反映されてくると思うのですけれども、新規事業です。この概要に基づいた平成 28 年の新規事業の先ほど補正という言葉を出されましたけれども、いつくらいの時期にそれを提示する予定とか、いま現在の方向性というのとはお答えできますか。考えている部分があれば。

副町長。

大野副町長 ご苦労様です。

政策予算に関しましては町長選挙後ということで、早ければ臨時会になりますけれども、遅くとも 6 月定例会には出したいというふうに思っております。

いままで福田課長のほうからも説明をしていたわけですが、先行型事業ということで 27 年度実施している分については、おおよそ 3,700 万円ほどの予算で、それは 10 分の 10 でいまやってきているわけです。ところが、新型交付金ということになると給付型は該当しないというふうな説明を担当はいま受けておりますので、そこを何とか官民連携ですとか広域性ですとか、そういったことを入れながら継続して交付金があたるようなそういう交渉と言いますかヒアリングに臨んでいきたいなというふうに思っております。

この分が給付型ということで落とされるということになりますと、一般財源での実施ということになりますので、27 年度で実績の部分については 28 年度の予算には入れていません。これは、3,700 万円を入れていきますので、一応公金をいただきたいという予算にはなっていますが、一般財源になるということも含んでおいていただければというふうに思っています。

また新型交付金ですから、その交付金の概要が今度出てきますから、その概要というのはいま言ったとおりなのですから、給付型が難しいということであれば、改めて今回

出たビジョンなり戦略に目標が定まっていますから、この目標に合致するような事業を提案していくということで、進めてまいりたいと思っております。以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 私のほうから先ほどの福田課長の説明の中で、今回の我が町のまち・ひと・しごと創生総合戦略というテーマの中で、いわゆる人口ビジョンは別枠で考えてもらいたいというお話の内容だと思うのですけれども、いずれにしても分析の中では当然、将来人口も含めて記載されているわけですね。なお且つ、将来人口がどうなるのということは非常に大事なことですし、これがそもそもの発端ですね。お国の政策含めて有識者が消滅する市町村があるのだよという危機感を持った中で、こういう発想が出てきたというこれは間違いないと思うのです。

そういう中でいけば直中の？（0：55：05）な形で、いまとりわけことし創生の元年、3月までいろいろ案を絞ってどうするこうするということになると思うのですけれども、そういう中でいけば我が町もいろんなこういう産・官・学・金・労・言だとかという非常に各団体の有識者でいろいろ揉んでいるのでしょうけれども、いま福田課長のおっしゃったようなことではなく、やはりそういう部分も大きな枠としてきちんと捉えながら、そしてこの5年間。人口減、9ページに書いていますけれども、基本方針の中に最後の真ん中辺ですけれども、一応何点か七つくらい基本方針が我が町の総合戦略において深い事象ということで書いていますけれども。こういうのを踏まえて「人口減少を克服」というような表現になっているのですけれども、克服になるのかなど。この仮に揉んだ事業の中で、こういう内容でやっていくというそういう中で、私は個人的に克服できないのかなど消極的な考えですけれども。ただ、考える中ではいま言ったように、やはり人口がどうあるべきか、どうなっていくのかということは大変重要なことですし、そうでなければやる意味は私はないと思うのです。仮に克服できなくても人口減を遅らせていくというそういう見方もあると思うのです。そういう部分も含めて一応概要ですから、とりわけ皆さんが官民の中で揉んだ中で、細部に関してまた行政・議会ということになるのでしょうけれども、そういう部分も踏まえながらやはり行政のいろんな提案も含めて、考慮してもらいたいなどそんなふうに思います。その辺ちょっと言いたいことがあれば、答弁をお願いします。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 総合戦略と人口ビジョンは別ものというところにつきましては、先ほどご説明したとおり、総合戦略についてのKPIの設定、これらがどのように進捗しているかということを検証・変更といったものを毎年行っていくわけですので、それに合わせて例えば将来人口がいま目標設定をした将来人口1,992人です。これがどのように変動していくのかという分析、これらを今後随時進めていくことになりまして、また「人口減少を克服」ということにつきましては、2060年の社人研が言っているような減少率にはならないようにしましょうというのが人口ビジョン総合戦略でありまして、そこはそのようなご理解をいただければというふうに思います。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 わかるのです。2060年と言わないのですよ。いま同僚委員が先ほど言ったように、我々がもういないそういう世代はあまり考えたくない部分ですけれども、いま当面考えなければいけないのはこの5年なのです。この創生に向かって我が町の人口がどうい

うふうになっていく、そして創生をどうしていくのだと一緒に、同時並行で。こういう部分というのは大事なかなと思うのですけれども、こういう調査期間の部分というのは当然参考にしなればいけない部分はあると思うのですけれども。当面、我が町の例えば 2010 年から 2015 年までの国勢調査で、この 5 年間でいなくなっているのが約 800 人です。自然死を考えれば 100 人とすれば、300 人はどうなったのかと思います。だから、そういうふうなことを踏まえていけば地方創生も含めた中で、それはもうグロースにしてイコールにしてリンクさせてというようなことをやはりしていかないと、人がいないとならないわけですよ。私はそう思うのです。決してかけ離れたということではないと思うのですけれども、何かそういうふうにとちょっと聞こえたものですから。その辺はやはりもう一回念頭に置きながら物事を進めていただきたいなとそんなふうに思います。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この概要版、非常にほかの委員からもありましたが見やすいなと思ったのと、前回の 12 月 3 日の資料をこちらも一部分類分けにしたりとか、庁舎内とひと・まち・しごとの中で被ってきている部分ですとか、ここを一度整理して資料のほうを作り直しと言いますかそういうお話もあったと思うのですけれども、いまの現状の進み具合と人口減少、人口減少と私も北海道に帰ってきた理由が人口減少で、一人でも増えるかなと思って帰ってきて、一人でもという人がたくさん来れば北海道は良いところだな、木古内は良いところだな、そのまま住んでくれたら人口は増えるかなと。本当に単純なことでこの人口ビジョンを全体的に見ると、人口減少対策というのも生活する中で当たり前のことをきちんと働いて、健康で長生きして子どもを産んで、本当に生活の基本的なことをしっかりやればそれが人口減少を未然に防いでいくということで。人口減少、先ほどもありましたけれども国の動きの中ですとか、交付金の問題ですとかいろいろあると思うのですけれども、おそらく木古内町独自の木古内町にしかできない人口対策は何なのだというその強みの部分だと思のです。例えば、「新幹線を使ってベッドタウンの交通費を出しますのでやってください」とそういうのが人口減少対策という町独自の例えばですけれども。そういう一本、木古内町の人口減少は町の補助はこれだというのがあったほうがいいのかと。それ以外の人口減少というのは、全国どこに住んでいてもだいたい同じような内容ですし、普通に人口減少というのも町が普通に継続していく上で、当たり前のことをきちんとやっていくということですよ。ですので、町独自の町の強みに特化したものをまず一本柱を作っていたいただきたいなと私はそう思いました。

あとアンケート、例えば町民にこの間アンケートをしていただいたと思うのですけれども、それが元になってこの資料ができたと思うのですけれども、その中で木古内町に住んでいてその家族が 5 年後何人になりますかとかこの辺のアンケートというのは今回出たのでしょうか。いま何人で住んでいますけれども、例えば 5 年単位だと先ほど竹田委員からも話がありましたけれども、何年後にいまの世帯は何人になっているというそのちょっと確認をしたいなと思いました。2060 年に私がたぶん 90 歳で、おそらく平野委員長は 100 歳くらいになると思うのですけれども。

まとめますと、まず町独自の木古内町の人口減少の強みはこれだとその一本をぜひ持っていたいただきたいなと思います。

平野委員長 要望ですね。

最後に 1 点だけ、以前から申し添えているのですけれども、今回も 6 月に新しい施策を期待しているのですけれども、出てくる。いままでにも木古内町独自の素晴らしい施策があるのです。ただ、それが他市町に P R や周知が全然足りないということを常に申し添えているのですけれども、いまもホームページを見ると細かい項目の中に移住定住というのがある、そこからクリックをしていくと詳しくは見られるのですけれども、それだけでは足りない日頃から思っている、今後の P R や周知についてもっと強くやってほしいという要望プラス、町場としての考え方をひとついただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 施策の発信これにつきましては、現在ホームページで掲載してございますけれども、今後いまのホームページのあり方も再検討して、もっと見やすいような塩梅で、もっと移住定住木古内町の施策の P R というのをこれ以上に発信していきたい。また、町政広報やその他いろいろ手段はありますので、そういった中でもこれ以上に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

平野委員長 よろしくお願ひします。

以上質問がないようですので、人口減少対策については、これで終了いたしたいと思ひます。次の項目の開業記念事業については、休憩後、午後 1 時からまた進めたいと思ひますので、それまで昼食のため、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 12 時 06 分

再開 午後 1 時 00 分

・平成 27 年度北海道新幹線木古内駅開業記念事業について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、まちづくり新幹線課の皆様、ご苦勞様でございます。

調査項目といたしまして、平成 27 年度北海道新幹線木古内駅開業記念事業について、こちら資料が添付されておりますので、早速資料の説明を求めます。

丹野室長。

丹野新幹線振興室長 平成 27 年度北海道新幹線木古内駅開業記念事業につきまして、ご説明を申し上げます。

資料は 14 ページになります。

平成 27 年度の開業記念事業につきましては、これまで春イベントといたしまして、7 月 11 日の「鉄道」をテーマとしたきこない・駅まつり、それから秋イベントといたしまして、9 月 26 日に「食」をテーマとしたきこないフードバトルを開催してきたところでございます。

そしていよいよ、北海道新幹線木古内駅開業まで、残り 1 か月余りとなりましたが、開業日イベントといたしましては、渡島西部・檜山南部 9 町の「食」と「文化」をテーマとした旬感・千年北海道 食と文化のフェスティバルを開催したいと考えておりますので、その概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、スケジュールについてでございますが、4 の実施日時でございますとおり、開催日につきましては、3月26日土曜日と、27日日曜日の2日間、メインイベントの開催時間につきましては、両日とも10時から16時までを予定しております。

この2日間、JR北海道から先日発表がありました臨時列車を含めまして、19本の新幹線が木古内駅に停車をいたしますが、6の開催概要(案)の(1)でございますとおり、新函館北斗6時48分発の上り一番列車につきましては、JR北海道が出発セレモニーを実施する予定としておりますほか、(2)の到着列車歓迎イベントといたしまして、新青森発、それから盛岡発、東京発の下り一番列車につきましては、開業日イベントの一環といたしまして、駅舎内コンコースなどにおきまして、到着セレモニーを予定をしております。

また、それ以降に到着する東京発の下り列車3本につきましても、開業記念のノベルティ配布を予定をしております。

それから、資料の15ページをお開きください。

(3)のメインイベントにおける各会場ごとの実施概要についてでございますが、メイン会場となる木古内駅西駐車場におきましては、9町の商工業者の飲食ブースが出店いたしますほか、9町のゆるキャラ出演によるクイズ大会や江差追分、松前神楽などの郷土芸能の披露、それから木古内小中学校、知内高校などの吹奏楽演奏など、様々なステージイベントを予定をしております。

①の道の駅みそぎの郷きこないにおきましては、屋外のイベントスペースにおきまして、町内商工業者の飲食ブースが出店をいたしますほか、現在も16時半から22時までの予定でイルミネーションを実施しておりますが、これを3月27日のイベント開催日まで継続いたしますとともに、こども絵画展のうち、町内の保育園児の絵画作品を道の駅の施設内に展示をする予定となっております。

③のJR木古内駅の駅舎内におきましては、先ほど申し上げたとおり、到着列車歓迎イベントを実施いたしますほか、木古内中学校の中学生が学校祭で作成いたしましたウォールアートの展示やこども絵画展のうち、小学生の作品の入賞作品を展示する予定としております。

④のJR木古内駅の出口正面にあたります高架下のスペースにおきましては、開業記念の願掛け神社を設置をし、来場者の皆様方に願い事を書いていただいた絵馬を掲示することとしておりますほか、こうこう汁やみそぎの舞の無料振る舞いを予定をしております。

⑤の自由通路におきましても、こども絵画展のうち、小学生の応募作品を全てこの自由通路の中に展示をしたいというふうに考えております。

なお、開業日イベントの詳細につきましては、資料の16ページにチラシを付けております。

それから、17ページ・18ページが26日と27日のステージイベントを中心とした具体的なスケジュールというふうになっております。

それから、19ページから24ページまでが会場配置図ということで、各会場ごとのイベントの予定箇所等を記載をしております。

資料の5ページに戻りますが、(4)の開業記念祝賀会についてでございますけれども、開業日当日の関連イベントといたしまして、主に町内の関係者を対象とした開業記念祝賀会を開催したいと考えておきまして、こちらの開催時間につきましては18時から20時ま

で、会場につきましては中央公民館を予定をしております。こちらに関する資料が 25 ページにあります。

人数については、200 名程度ということで、実行委員会をはじめ町議会も含みます町内の関係者が中心になります。

それから、内容につきましても主に挨拶と祝宴といったような形態となっております。

また、町民参加型の歓迎イベントといたしまして、15 ページの (5) に記載をしておりますが、新幹線に手を振り隊ということで、町民の有志などによります手を振り隊が列車の通過時間にあわせて小旗などを振る活動を、町内の建川の新幹線沿線におきまして実施してまいりたいと考えております。

そちらに関する資料が 26 ページ・27 ページ、こちらのほうに実施の要領の案を付けさせていただきます。

対象となる列車は 10 時 45 分、それから 11 時に木古内駅に到着する列車、その直後に新函館北斗駅を出発をして、木古内駅を通過していく列車がございますので、この 3 本を対象として新幹線に向かって町民の方々が手を振っていただくというようなことを予定しております。

こちらは、現地に駐車場がない関係で、町のバス 2 台で役場から移動をするということで、総勢 100 名程度ということで予定をしております。

ただいまご説明いたしましたとおり、3 月 26 日の開業日につきましては、各種イベントが盛り沢山の内容となっておりますが、残された時間を有効に活用しまして、町民の皆様方をはじめ、渡島西部・檜山南部各町との最終調整を進めまして、万全の体制で開業を迎えられるよう、引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、町議会議員の皆様方におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願いをいたします。以上でございます。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

限られた時間・予算・人数の中で、これだけのイベントを組まれるのは大変ご苦労されたかなと思ながら資料を見させていただきました。

その中で 15 ページ、丹野室長から説明がありましたイルミネーションなのですが、こちら 3 月 27 日までということでしたが、町民のかたからの評判・声が大変挙がってきて、やはり駅前が華やかになって、とても綺麗だという町民のかたからの声をたくさんいただいておりますので、このあとももし継続して、若しくは電気代もかかりますので、それ以降は週末だけとか何か条件を付けても構いませんので、継続して検討をしていただければと思います。

続きまして、26 ページの 4 番の参加者です。こちら 100 名程度の参加予定人数ということですが、江差線の廃線の時の大漁旗も含めて、よく見る顔の有志のかたが集まってらっしゃいました。今回もおそらく関係ある団体のかたが中心と思うのですが、これまで町の活動・ボランティアに参加する機会がなかった。例えば年齢層でしたり、町民のかたにも参加していただいて、より一体感ができたらいいなと個人的に思っておりますので、参加者の呼びかけの部分もいままで以上に町民のかたにご理解していただければと思いますので、その 2 点についてお願いいたします。

平野委員長 丹野室長。

丹野新幹線振興室長 1点目のイルミネーションに関するご質問でございますけれども、このイルミネーションにつきましては、開業記念事業の一環として道の補助金をいただきながら実施をしている関係上、今年度で一端終了という形にさせていただきたいと思っておりますが、道の駅の指定管理者からも継続の要望等がございますので、来年度の実施につきましては、改めて当町のほうでまた検討をして、設置をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の手を振り隊につきましては、当日の同一時間帯に先ほど説明しましたとおり、到着列車のセレモニーが時間的に重なっております。それで、建川で手を振る部隊と新幹線の駅のコンコースの中とかホームの上です。ホームでお出迎えをされるかたもいらっしゃる関係で、いま人数をどちらにどう振り向けるかといったような調整を進めているところでございます。

手を振り隊につきましては、3月の広報誌におきまして一般公募をさせていただきたいというふうに思っております。あと、町内会につきましても町内会連合会を通じて参加をしたいというかたにつきましては、ぜひご参加をさせていただきたいというふうに思っておりますので、そういった場面を通じて町民の皆様方の要望にはお応えできるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 イルミネーションに関しましては、いまレンタルで借りているという解釈でよろしいですか。

平野委員長 丹野室長。

丹野新幹線振興室長 道の補助金の関係上、備品ということは補助金の対象にならないものですから、いまは委託事業の一環の中で事業を実施しておりますので、リース扱いというような形で考えていただければよろしいかと思えます。

平野委員長 その他ございますか。

新井田委員。

新井田委員 確認ですけれども実は同じ日に26日、各委員さんにも私にも当然案内はきていますけれども、国際ホテルでしゅん功開業式といさりび鉄道の祝賀会の案内がきています。12時半から国際ホテルでということなのですから、同じ日に木古内駅開業イベントということで、時間的には誤差はあるのですけれども、この辺の扱いはどういうふうに考えているかお聞かせください。

平野委員長 丹野室長。

丹野新幹線振興室長 12時半から函館市内の国際ホテルで開かれる祝賀会につきましては、道が主催の祝賀会ということになっておりまして、沿線の自治体だけではなく、全道から参加をされるということで、規模としても1,000人から1,500人という大きな規模になります。

そちらのほうにうちの町長も当然出席をするわけなのですけれども、当町のイベントにおいて町議会議員の皆様方にご参加をいただくというのは、一つは先ほどご説明させていただきました6時からの祝賀会につきましては、町内の関係者の祝賀会でございますので、当然ご参加をさせていただきたいというふうに考えておりますのと合わせて、先ほど申し上げた午前中の到着列車の歓迎セレモニーにつきましても、例えばですけれども町長につきまし

ては、14 ページに時間が書いてあったかと思うのですが、祝賀会に出るために 8 時 50 分着の盛岡発の歓迎のイベントまでは、町長も含めて対応をしていただいて、10 時 45 分のお出迎えについては、そちらのいま新井田委員がご指摘の祝賀会に出る関係で、皆さん道の関係者も函館に向かうという形になりますので。いま到着列車の歓迎セレモニーはどういうメンバーでやるかというところを検討しているところですが、商工会女性部が着物を着てホームでお出迎えをすとかということもございますし、それ以外にも町内の関係者をどういう形でそれぞれの到着列車の歓迎の例えばノベルティ配布とかに参加をしていただくとかというところをいま詳細を詰めている状況でございます。

町議会につきましても、実行委員会の構成団体となっただいておりますので、何らかの形で到着列車の歓迎のセレモニーにも出席をいただきたいというふうに考えてはおりますが、ご指摘のとおり 12 時半から函館で祝賀会があるということ踏まえたスケジューリングというのが必要になってくるかなというふうに考えております。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 わかりました。もう一つ、これはこちらの思いなのですが、そういう 1,000 人規模ということになりますと、おそらくこの界限のかたも相当な人数だろうと。そういう中で、ホテルの駐車場の関係も当然ある中で、我が町としても移動手段ですが、何か個々で行ってくださいと。あるいは、バスをセッティングするからというような考えはどうなのでしょう。その辺ちょっと聞きたいのですけれども。

平野委員長 丹野室長。

丹野新幹線振興室長 いまのところ道の祝賀会にどういった方々が参加されるかというところまでは我々も把握しておりませんので、うちのほうからこういう方々に案内状を出してくださいというようなご提案はさせていただいておりますけれども、その中でどなたが参加されるかというのがまだ見えていない状況ですので、町長につきましてもいま公用車で移動するということは検討はしておりますけれども、そこまでの移動手段の確保というところまではまだ調整が進んでいないという状況でございます。

平野委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 私から 1 点なのですけれども、27 年の開業イベントについてはこの 26・27 日がメインとして今年度最後の事業だと思っておりますけれども、27 年の総体的な事業予算というのは当然把握しておりますけれども、1 個ずつの既に終わったものも含めて、今回の 26・27 日の限っての細部についての予算書みたいなのは、資料として参考までにいただくこととか可能でしょうか。

丹野室長。

丹野新幹線振興室長 今回の開業日イベントにつきましては、冒頭でご説明しました春イベント・秋イベントと合わせて、委託会社のほうに業務を委託しております。それは、もともと 950 万円くらいの予算の中でやっておりますので、開業記念事業全体の予算の執行経過というか実績というのは、来年度の 1 回目の開業記念事業の実行委員会でご説明をしていきたいというふうに考えております。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 17 分

再開 午後 1 時 18 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

その他、質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、平成 27 年度北海道新幹線木古内駅開業記念事業についての調査を終了いたします。

以上で、まちづくり新幹線課の調査事項については、終了いたします。

大変、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 18 分

再開 午後 1 時 19 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどまちづくり新幹線課の調査は終了しますと言いましたが、訂正いたしまして、資料が再度もう一つ出ておりますので、それについての説明をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 20 分

再開 午後 1 時 21 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 ここで少し若干の時間をいただきまして、このたび木古内町過疎地域自立促進市町村計画、この計画を策定いたしましたので、これについて少しご説明をさせていただきます。

この計画につきまちは過疎地域自立促進特別措置法、これが平成 32 年度まで 5 年間延長されたということに伴いまして、新たに計画を策定したものでございます。

3 月の第 1 回定例町議会で議決をいただくものでございますが、このたび北海道とこの計画についての協議が整いましたので、概要についてご説明させていただきたいというふうに思っております。

この計画につきまちは、木古内町の最上位計画である木古内町第 6 次振興計画が基本となるものでございます。そして、過疎対策事業債の対象事業とするには、この計画に記載されていることが必須条件ということになってまいります。

資料の 1 ページをご覧ください。

ここには基本的な事業ということで、町の概況、人口及び産業の推移と動向等、5 項目の説明をしているところでございます。

まず、目次をご覧くださいと思います。表紙の次のページです。

この計画の作りでございます。1の基本的な事項につきましては5項目の説明をし、2の産業の振興から10のその他地域の自立促進に関し必要な事項までは、それぞれの項目ごとに現況と問題点、その対策、計画についてを元に構成してございます。

1ページから6ページ、ここにつきましては基本的な事業といたしまして、町の概況と人口及び産業の推移、動向、これらを記載してございます。

7ページから10ページ、ここには行財政の状況を記載してございます。

11ページ・12ページ、ここにつきましては地域の自立促進の基本方針について取りまとめておりまして、①から⑤の項目これにつきましては、第6次木古内町振興計画の基本テーマと同様になってございます。

13ページから24ページまでは、2の産業の振興でございます。

26ページから33ページまで、これが3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進となっております。

30ページから33ページでございます。ここが生活環境の整備、上・下水道、公営住宅等の記述が載っております。

35ページ・36ページについては、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、38ページから40ページ、これは6の医療の確保でございます。

43ページから45ページにつきましては、7の教育の振興でございます。

47ページは、8の地域文化の振興等ということでございまして、49ページは9の集落の整備でございます。

50ページは、10のその他地域の自立促進に関し必要な整備でございます。

52ページから55ページは、過疎地域自立促進特別事業分ということでございまして、これにつきましては各区分におけるソフト事業を掲載しているものでございます。

それぞれ2から10の項目でございますけれども、現況と問題点、その対策それぞれを説明しているものでございます。

事業計画につきましては、本文のあとに参考資料というのが付いてございます。この1ページから8ページ、これがハード事業、ソフト事業を取りまとめまして、平成28年度から平成32年度までの5年間の事業費をそれぞれ記載しております。

そのあと、9ページから16ページまでは年度別の事業費でございまして、ここは平成28年度の事業計画を、財源も含めた形で掲載しているものでございます。

以上で、概略ですけれども、新たな過疎計画のご説明を申し上げました。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 時 分
再開 午後 時 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

福田課長からの説明も終わりましたので、まちづくり新幹線課の調査事項については終了したいと思います。

お疲れ様でした。

10分間、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 30 分

再開 午後 1 時 40 分

(2) 総務課

・人事評価制度の導入について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査事項といたしまして、(2) 番目に入ります。総務課の皆さん、ご苦勞様でございます。

調査事項といたしまして、人事評価制度の導入についてから進めてまいりたいと思えます。資料が配付されておりますので早速、資料の説明を求めます。

総務課長。

山本総務課長 本日、調査事項のほうに追加をしていただきまして、ありがとうございます。

まず 1 点目ですが、人事評価制度の導入についてでございます。

平成 26 年の地方公務員法改正によりまして、地方自治体に人事評価制度の導入が義務づけられまして、本年 4 月から施行することになりました。

そのため当町におきましても、本年 4 月からの本格導入に向けまして、今年度は様々な検討・準備を進めてまいりましたが、このたび制度の枠組みが概ね固まりましたのでその内容につきまして、議会へ説明させていただきたいと考えております。

なお、本制度の基本方針等の定め方につきましては、当初、条例制定を制定しておりましたが、基本方針・運用方法ともに各市町村の規程で定めるよう総務省から指針が示されましたことから、当町におきましても実施規定を定めた上で、公平かつ有益な制度構築を行っていきたいというふうに考えております。

制度の詳細につきましては、幅崎主査から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

平野委員長 それでは引き続き、幅崎主査。

幅崎主査 それでは、資料のほうで私のほうから説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目をお開き願います。

冒頭、総務課長から説明がありましたとおり、こちらが平成 26 年の地方公務員法改正の概要になります。

こちらの (2) 番、人事評価制度の導入についてなのですが、点線の枠で囲まれている部分になりますが、一つ目の○に記載されております「勤務評定との違い」、ここが本制度の最も大事な部分なのですが、従来の「勤務評定」とどう違うのかということになりますが、記載のとおりいままでの勤務評定は、「評価項目が明示されない」、「上司の一方的な評価で結果を知らされない」、また「人事管理に十分活用されない」などの問題点が挙げられております。

一方、これから導入される「人事評価制度」につきましては、これらの欠点を解消するため、評価基準を明示することや、上司との面談、あるいは評価結果の開示など、客観性

も確保した上で、効果的に人材育成に活用することが定められております。

ほかにも、平成 26 年の各改正事項の説明がありますが、基本的には先ほど申し上げました「人事評価制度」の本来の趣旨が確立された場合には、その結果を人事における任用や昇給、あるいは降格・降給など、職員の「処遇に反映させるべき」ということが定められております。

2 ページをお開きください。

2 ページの大部分は、「退職管理の適正の確保」についてなのですが、本日の調査事項とは直接関係がないので、説明を省かせていただきます。

一番下にあります施行期日なのですが、平成 26 年の公布日から 2 年を超えない範囲とされているため、平成 28 年 4 月が制度導入の期限と定められております。

3 ページをお開きください。

こちらは、制度の本格導入に向けた今年度の準備・検討状況について、時系列でまとめたものです。

表の中に何箇所か、「(株) ぎょうせい」という表記がございますが、こちらは制度構築・運用の支援業者になります。

全 3 回の検討委員会や職員向けの制度説明会のほか、各種資料の収集など多方面から支援をいただいております。

昨年 6 月に、町長、副町長、教育長へ事前説明を行い、7 月に意見聴取を行ったあと、こちらでは方針を確認したのですが、その後は各職種、労働組合の代表、年代ごとに選出された委員で組織する検討委員会、こちらのほうで議論を重ねてまいりました。今月初旬には、全職員を対象としました制度説明会を終えたところです。

従来の制度構築と大きく異なる点は、検討過程では最終評価者であります町長、副町長、教育長などを交えず、いわゆるトップダウンではなくて被評価者、我々が主体となった組織で検討を重ねてきたことです。

この検討委員会で確認されました評価制度の枠組みについて、事務局でまとめたものが今回資料で提出させていただきました、実施規程（案）になります。

4 ページをお開き願います。

こちらは、本年 3 月末までに定める予定の実施規程素案になりますが、第 1 条の目的から 6 ページの第 16 条委任まで、制度運用の詳細を定めたものとなっております。

この中で、柱になる大事な部分を抜粋して説明をさせていただきます。

4 ページのまず第 2 条の定義についてなのですが、第 1 号、(1) という表記になっておりますが、「人事評価」という言葉は何を指すかということを定義づけしております。

改正後の地方公務員法におきまして、評価方法については、「発揮した能力」及び「挙げた業績」、この二面から評価することが原則とされております。

そのため、「能力評価」及び「業績評価」この二つの評価が必要であることを謳っておりますが、さらにその評価はこの規程で定める各種様式に従い、評価するものだとすることを想定しております。

要は明確な基準もなく、例えばこの職員の能力はよくわからないけど、まあ、まじめそうだから○だとか、あの職員は仕事は早いけど、ちょっと態度が悪いから×だとか、あまり直接関わったことがないのだけれども、とりあえず△にしておくかとか、そういうよう

な曖昧な評価はダメですよということを示しております。

なお、病院事業等につきましては、看護職をはじめとする事務系以外の医療・介護スタッフが多いことから、この規程で定める様式以外のものを便宜上用いて構わないとしております。

(2) から (5) 号までも、それぞれ評価の手法につきまして、この規程に定める様式基準ですが、こちらに従うものだとすることを定めております。

5 ページをお開き願います。

第 8 条（業務目標の設定）及び第 9 条（自己申告）についてです。

本制度における評価方法については、まず町の執行方針や振興計画等に基づいて、各管理職がその年度の業務目標・課題等をまず提示します。

その内容を、各部署で共有した上で、各担当へ業務の割り振りをそれぞれ行っていきます。

その上で、被評価者である我々一般職が自分が行うべき業務ごとの重要度、優先度について順位・点数付けを行います。

その設定した内容に基づいて業務を行っていくわけですが、結果については、評価者がいきなり点数をつけるのではなくて、まずは本人による自己申告・自己評価をさせるということを決めたものになります。

そのあと、評価者が点数をつけるわけですが、第 10 条の第 4 項と 5 項に記載しておりますが、結果については被評価者へも開示し、さらに面談を行った上で、必要な指導・助言等を行うものとしております。

続きまして、6 ページをお開き願います。

第 14 条の相談、苦情等の対応なのですが、第 1 項から 6 項までについて、ここでは評価制度全般についての苦情や相談等の申し出が可能であることを定めております。窓口については原則、総務課としながらも、場合によっては第三者委員会へ申し出ることも可能であることを定めております。

続いて、7 ページから 10 ページにつきましては、各評価の段階において使用する様式や基準を定めたものです。様式ごとの説明は割愛させていただきますが、要は被評価者の目標やスケジュール管理、この設定方法が職員によってバラバラであったり、また評価者の評価過程におきましても管理職によって基準がまちまちになったりとかこういうことのないように、各項目における基準を細かく定めたものです。

11 ページから 18 ページまでは、さらに評価を下す上で着眼点を評価要素別に基準例を細かく明示したものとなっております。

こちらにつきましても、評価者によって評価があいまいにならないように、5 段階評価の判断例を明示しております。

18 ページ後段には、別表第 3 としまして、それぞれの職種におけます一次評価者、二次評価者等の関係を定めております。

ご覧のとおり一番上にあります管理職につきましては、評価者でもあり、また副町長あるいは町長等の評価を受けることにもなる被評価者にもなります。

この表につきましては、町長部局及び教育委員会「等」としてありますが、議会事務局や各種委員会など、任命権者が異なる部署につきましても、実務上は行政部局の評価者を

あてることとしております。

以上、簡単ではありますが、私のほうから実施規程の素案の内容について説明させていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

新井田委員。

新井田委員 いま主査のほうから縷々ご説明をいただきました。

内容は概ね理解をしているのですけれども、この制度はある意味では我々も過去現役の頃は、いろいろ会社組織の中でいわゆる能力給ということで、一般に年功序列でなくて、途中でこういう能力給に応じた給料制度という形で、経験をしております。

いま言ったように、これは自己申告なのですね。あくまでもいろんな自分に対するシートがありまして、A B C Dまであってよくやったと自分でAだと。この事業に関しては、よくやったのでAとかBとか自分で申告をするわけですけれども、ただいまの職員さんの先ほどいろんな事業があって、それに対する重要度云々ということでお話をされましたけれども、全ての正職員さんのほうにはこの制度が当然適用されるのでしょうかけれども、総じていまの職員体制というのは手薄な部分は当然あるのでしょうか。

そういう中で一つは、例えば極端な例ですけれども、要するに企業秘密と言えれば変ですけれども、役場として行政として仮に辞めて、不満がとてもあって私は辞めるという中で、やはり行政が外部に漏らしてはならない秘密事項というかそういうものの中にはあるのではないのかなど。我々は当時、誓約書というか交わすのです。そういう中でいろんな項目があって、こういうことは過去3年間は他言はしてならないとかいろんな部分があるのですけれども。そういう部分というのはまだこれに関しては、そこまでいっていない。あるいは、行政とすればいわゆる議決事項とか辞めても外部に漏らしてはならないというそういう規程はないのでしょうか。その辺、お願いします。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 そもそも地方公務員法の中では、退職したあとも守秘義務というものが持ち合わせます。それは、正職員だけではなくて議員さんもそうなのですが、特別職・非常勤職員そういう人間も同じ扱いになりますので、そのようなことをご理解をお願いしたいというふうに思います。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 ということは、例えば当然個々で契約をされる採用になった時には、そういういわゆる誓約書的な部分も当然採用の中では入っているということで、理解をしていいわけですね。そういうのは別にないのですか。指導の中でそういう文言で説明をされているということなののでしょうか。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 職員に採用される時は、特に正職員の場合ですが、宣誓書というものを町長宛てに提出をいたします。辞令交付式の中では、代表のかたが宣誓をしていただくのですが、その中で地方公務員の姿というところで、文言として謳われるということで、ご理解をお願いいたします。

平野委員長 その他ございますか。

竹田委員。

竹田委員 これは、昔よく言われた勤務評定がこの人事評価という部分に移行したのかなというふうに思うのですけれども、これは先ほど幅崎主査の説明で 3 ページのスケジュールの中で、労働組合との部分も円滑に例えば合意形成に至ったのかなというのがまず一つ。

それで、この評価制度も地方公務員法の改正によってこのような制度化をしなければいけないというようなことでやると思うのですけれども、この部分のメリットの部分はいいのですけれども、デメリットというものが出てくるのかなと。単純な部分なのですけれども。そういう部分も想定しているのかどうなのか。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 先ほども主査から説明がありました資料の 1 ページの 1 の (2) の人事評価制度の導入というところで、勤務評定との違いというふうな説明をさせていただきました。従来の勤務評定とは全く違うということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

人事評価については、公表ということがございますので、いままでの勤務評定ではそういうことがありませんでした。双方、評価者・被評価者がそれぞれ対面をしてお話をする、そういうことも含めて点数でもって評価をしているわけですが、それを皆さんに公表をしていきます。そういうところでは、いままでの勤務評定とは全く違うということで、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、労働組合の関係ですが、検討委員会のほうにも労働組合から参画をさせていただいております。そういう中で、労働組合の立場としての意見もいただいた中で、これまで進めてきております。

それから、実施をして問題があった場合というところで、苦情処理というのですかそういうところになれば第三者委員会というお話をさせていただきましたが、その中にも労働組合のほうから委員さんを選出して出していただくということで考えておりますので、いままでの状況では特に問題なく準備のほうは進んできているということでございます。

メリットとするのは何回も言いますけれども、職員の人材育成というところで、これにきちんと取り組んでいけばほかの町との格差というものがたぶん生まれてくるだろうと。きちんと取り組めばそれだけ進んでいくといいですか、そういうふうになるだろうというふうに検討委員会を通じてそういう認識を持っております。

デメリットと言われると処遇への反映というものが出てきますので、いま想定しているのは当面は 28 年度に実施して、28 年度の末でその結果が出て、29 年度に反映させるということができるとは思いますが、制度がスタートしたばかりですので、その辺は労働組合との話し合いも必要となると思うのですが、町長の一般質問での答弁にもありましたように、そこはちょっと慎重に取り進めていかなければならないだろうというふうに思っています。いま一番想定しているのは、勤勉手当です。勤勉手当でランク付けをして、総体金額を変えないで、評価の低いものの部分。そこのカットした部分を、上の評価の上位にあるものに回すというのが、国のほうで考えている想定というふうになっております。そういうところで、被評価者が納得していただけるかどうかということが非常に難しいところではあるかと思うのですが、その辺がスタートしてすぐ 1 年でそれがきちんとしたものになるというふうにはちょっと思っておりませんので、その時期というのは慎重に見極めていかなければならないだろうというふうに思っています。

では、どこでみんなが納得するかというのも、また難しいところではありますけれども、これまでやってきている民間も含めての話を聞くと、誰もがそうだろうなというようなものに。今回委託した行政さんの職員のかたから聞くと、会社ではもうだいぶ前から導入しているということなのですが、「特にその点についてはあまり社内では問題になっていない、誰が見てもというような評価になっているので」ということの説明を受けていますけれども、はたしてそれが木古内町にきちんと合致をするかどうかというのは、ちょっとやってみなければわからないという部分がありますので、その辺は明確にいつからということはいえないという現在の状況です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 概ね了解はするわけですがけれども、19 ページに例えば不服審査の部分。最終的には例えばそうなった時に、公平委員会だとかそっちまで及んでくる場合もあるのかなというふうに思います。ただ、いま総務課長の説明では、すぐにそれを実行するかどうかという部分は、またその辺は若干様子を見ながら寛大な扱いをしてもらえば。

ただ、いまのこれとは人事評価とは違うのですけれども、いま管理職手当。そのポストによって手当の率の差が付いていますよね。これは副町長、今後人事評価を含めて、例えばそこに及ばないということなのか、あくまでもいまの業務量の部分。ポスト的に重要視という言い方をすればいいのかわからないけれども、それで格差が若干付いているのかなというふうに思うのですけれども、その辺の見直しを含めて人事評価との兼ね合いとどういうふうに考えているかお聞かせください。

平野委員長 副町長。

大野副町長 管理職手当につきましては、率から定額に変えております。これは、既に4年ほど前に提案をしております、ランクと言いますか三つに分けていたかと思えます。総務課長、病院事務局長が高い金額。それは、定額にしたのはおおよそ10%程度のその当時の管理職の構成メンバーの中の給与月額から算定をしまして、10%程度で定額にしよう。これは、国の改正もございまして、国のほうあるいは北海道のほうで定額制に移行してきている中で、町もそのように変えていきたいと思います。特に標準職務表の中でも困難性のある業務ですとか一般的な業務ですとかそういう書き方がありますけれども、総務課長、病院事務局長についてはいわゆる難治性・困難性のある業務が複層するということで、その定額のうちでも高い位置で決めさせていただいております。この人事評価とは別の次元の話ですので、そこについては今後ことしもそうだったのですけれども、人事院勧告制度の中で給与改定があつて、給与のベースが上がっていく中では、いつまでも同じ定額でいいのかなと。これは、また10%程度の平均額というのは出していかなければならないと思います。そこは改めて検討をして、改正をしていくというような考え方でいまはおります。以上です。

平野委員長 その他ございますか。

新井田委員。

新井田委員 基本的に我々の一般的な解釈ですと、企業的な解釈ですと、こういう査定に関して一定のレベルの給与体制を取って、なお且つAというランクで「あなたはよくやりましたね」ということであればプラスいくらと。いかなければこの下なのだけれども、最低ラインはこうだから、これ以上にはならないねというようなそういう取り決めはあるの

ですけれども、行政の場合はそういうふうな形にはならないのでしょうかけれども。要は聞きたいのは、やはり自分方が掲げた目標に対して、いった、いかない、何とかとこれはA B C Dまでランクがあるのだけれども、それに対しての評価というのは金銭的な部分では考えていないということですか。その辺ちょっとお聞かせください。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 今回の人事評価については、年度の頭に目標を立てさせます。それは、きちんと管理職と担当とで話し合いをして、「あなたの仕事のレベルであればこういう目標」といういまは五つを想定しています。それは簡単な目標ではなくて、当然到達できるという目標。若干高めな目標です。そういうものを立てさせます。これが達成できてゼロベースです。達成できなければマイナス、達成できたらプラスというようなところで、プラスになった人にマイナスになったかたからの部分を持っていく。総体の金額は変えないで、そこの中でのやりくりをして、処遇への反映をしていこうというのが基本的な考え方です。

平野委員長 次年度以降にすぐいま言われたような制度を進めていくということではないですね。それは、様子を見ながらと先ほどの答弁どおりですね。すぐははじめないということですから、その認識をお願いします。

その他ございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

いま新井田委員からも話した部分と重複する部分もあるのですが、人が人を評価するというのがとても思っているよりも非常にデリケートな問題で、より良い組織にしようと思ってこれを作るのだけれども、その作った当初は粗を探されるとか、反発をしたり人間関係がより悪くなってしまおうというそういうパターンもありますので、職員のかた一人ひとりがよりやりがいのある職場だと。そういう良い方向にいけるような実施の運び方をしていただければなと思っております。

その中で、先ほど幅崎主査のほうから説明がありました第三者委員会について、もう少し詳しくご説明のほうをしていただければと思いました。

あとこちらの 18 ページに、1 次評価者・2 次評価者・調整者及び決定者。課長職以上、副町長をはじめ町長、教育長の名前が出てくるわけですが、こちらのほうに例えば第三者委員会。いわゆる職員のかた以外の第三者のかたは私の考えでは、入ったほうがいいだろうなという個人的な企業的な考えではおります。ですので、ここプラス第三者のかたの人事評価をするかたが私は入れてほしいと思うのですけれども、そこについていまのところどのように考えてらっしゃるのかお教えいただければと思います。

最後に、いわゆる職員のかたの仕事は、本当の評価者は町民のかただと思うのです。町民のかたのアンケートは、いま役場の窓口とかにございましたか。もしあるのであれば、よりその声も少しでも良い方向に活用できるような形で、町民のかたの声も集めていただければなと思ってはいますけれども、その 3 点についてよろしく願いいたします。

平野委員長 幅崎主査。

幅崎主査 いまの鈴木委員からの 3 点のお尋ねなのですが、まず第三者委員会の組織についてということで、こちら先ほど竹田委員さんからもチラッと出ておりました公平委員会。これは、人事評価制度がはじまる以前から管内の公平な裁きをするところというような第

三者委員会になっておりますが、そこに苦情だとかを申し立てる前の段階です。職場内での第三者ということで、なぜこれが必要かと言うと、例えばこの人事評価制度は総務課が事務局となって構築していくものなのですが、その総務課の職員が例えば私が評価を受けた時に、山本総務課長に何か言いたいことがあると。そうなった場合に、その苦情を直接の自分の窓口、事務局に持っていくのかということになれば、これはちょっとなかなか提出できないということになりますので、そういった部分を救済するために、全く第三者の委員会を組織して、そちらのほうに当事者のいないところで、苦情の内容が正しいのかどうかと是非を判断してもらおうとそういうような組織を想定しております。こちらには当然第三者の中に、労働組合の代表も入れておりますので、場合によってはそこから労働組合の問題にもなっていくのかなというふうに想定しております。

2点目の18ページに記載の評価者の中に、職員を評価するのは町民だという声を踏まえて、この表の中に入れてはどうかというようなご意見なのですが、あくまで評価というのは実績に基づいて評価するものと、それが町民の声がそこに入るとなると当然、町民を相手に普段から仕事をしている部署については、大いにたくさん声が集まってくるのですが、町民からはなかなか窓口業務の少ない部署もございますので、町民の声をというのはこの評価の関連表の中では、難しいのではないかとというふうに事務局では判断しております。

もう1点、町民の声をアンケートで聞くような体制になっているかということについては、まちづくり新幹線課のほうにいまカウンターにそのハガキが置いているかどうかはわからないのですが、町民の声をいつでもお寄せくださいというようなハガキを設置した時期がありました。そのハガキはいまも有効だというふうに考えておりますが、ハガキがなければ例えば身近な議員さんでも直接窓口でも、または知っている職員でも誰でも構いませんので、そういった声をお寄せいただければ管理職さんの耳に入りますので、その部分が間接的に町民の声が職員の人材育成に反映されていくというふうに考えております。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 冒頭、粗探しというような表現があったのですが、人事評価についてはそういう人の性格を評価するというものではありません。それは全く違いますので、完全に立てた目標に対しての評価のみということになります。それも勤務時間内でどれだけそれを仕事を消化していくか。いくら時間外に頑張っても、それは評価になっていきません。そういう作りにしております。ということで、非常にこれは評価する側が大変な業務になってきます。ということで、新年度になりましてからは特に管理職の評価する側の研修、そういうものも全く同じ考えというのはなかなか難しいと思うのですが、同じレベルになるようにということで、そういう研修会も行いながら同一の視点で持って評価をしていくというような取り組みをしていきたいというふうに思っております。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほどの私の話し方が悪かったのか、一応町民のかたのアンケートをより活用して参考にしていただければという部分で、決して評価者・決定者の中に町民のかたの声をとか、町民のかたを入れてくださいというわけではございませんので済みません。訂正させていただきます。

第三者のほうで先ほどいわゆる労働組合ですとか、そちらの組織のことを第三者というような説明をされていましたが、それを本当に第三者という部分の表現で正しいの

でしょうかというのがちょっと疑問に思いまして、それはいかがでしょうか。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 要は評価をする人、評価をされる人、この人以外の人間ということでの第三者という言い方です。それに町民をとということではなくて、役場の中の職員ではあるのですけれども、関与をしない立場の人間ということによってピックアップをして、そういう委員会を立ち上げて、今回の評価に対して公表した時に、申し立てがありますよね。自分ではそうは思わないと、これはどうかということによって判断してもらうための委員会を立ち上げる。ということで、本人に該当しないということでの第三者という言い方です。私と幅崎の中でそういうところがあった時は、この人間を外した中での委員会を作ってもらうということで、そういう意味での第三者という言葉になっています。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 親切な説明をありがとうございました。だいたい理解はできました。勝手に第三者ということですから、例えば議員の監査委員みたく議員若しくはどこかの団体から監査委員みたいな形で、1人全くの外部から入ってくるものだとそういうイメージでおったもので、勉強不足でした。ありがとうございます。

平野委員長 その他ございますか。

又地委員。

又地委員 人間が人間を評価するというのはこれは大変難しい話であって、その中にいろいろなルールはあるのでしょうかけれども、職務目標の設定は自己申告によるものになるのか。あるいは、評価委員と話し合いの元に設定をするのか。これは、随分あとにいろいろな問題が発生する可能性があるだろうと。例えば、自分で申告したけれども、評価委員のほうから「それならぬるすぎる、もっと目標数値を上げないとだめだ」となった。ところが先ほど総務課長が言うように、時間外をした分に関しては認めないという問題。それから、時間外をしなくても達成できれば私は両者と言うけれども、本人と評価委員と両者の間で納得した職務目標であったとします。だけれども、今度は残業も何もやらないでもできる人、残業をしないとだめな人。これは、今度家族を守る側。いろいろな問題が起きないのかなという部分がある。それは、例えば能力あるなしに関わらず、目標を達成しようとする時に個々にいろいろなスケジュールがあるわけです。家のことや子育ての部分もあるだろうし。そうすると時によっては残業をして、その目標を達成しようとした。だけれども、残業代は時間外は入らない。とすると、うちを守っている家族はそうはいかない部分が出てこないのかと。やはり家庭を守る主婦にすると、「きょうお父さんは残業をやっているわ、遅くなると電話をもらった」と。そうするとそれなりに、お父さん時間外手当を今月は随分やっているとか概算であってもそろばんをはじいていると思うのです。それがもし時間外手当としてもらえないということになれば、これは少し問題が発生しないのかなというような心配事があるのですよ。

それと、随分労働組合の話も何点か出たけれども、この制度は労働組合の強い地方自治体にとっては結構問題があるだろうと推測する。これは、説明の18ページの中で「労働組合の代表も中に入れます」と言っていました。だけれども、労働組合の組合組織がその自治体によって、強い自治体があるとします。私はうちの町だとは言っていない。あるとすれば、組合の意向というものがやはりどこかで反映されます。されてしまうような要素

があると思うのだけれども。これはあれして見ると、今回の人事評価制度の導入には小さい自治体はそんなに取り組んでいない。34、5 %でしょう、これ。うちがいま取り組もうとしているものは、何があるから取り組もうとするのかというそこが見えない。取り組まなくてもいい自治体がこの中にはあるわけです。うちはなぜという部分が見えてこない。それはたぶん、事務改善委員会等々の問題もあるのかわからないけれども、何かこのことに関しては家庭を守る側、あるいは組合の強い自治体等々をいろいろ考えた時には、あとになってから何か問題が随分出てくるような気は私にしているのだけれども、その辺はどうですか。いまこうやって出してきた行政サイドから考えて。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 まず、最後のなぜ取り組むかというところは、これは国の法律が施行されるので、日本国全ての自治体が4月1日から取り組まなければならないというふうになりました。地方公務員法の改正です。資料の1ページのこれは26年度に法律ができて、28年の4月からはじまるということで、これは全てということで、現状は道内では2割程度、北海道が特に振込が遅いという状況になっています。遅まきながらですが、うちも含めて実施をします。

それから自己申告、目標を立てる時には当然最初は課の目標を立てて、それに沿ってそれぞれの個人の目標を立てます。1回出してもらいます。それを課長が見ます。この目標はこの人にとって、どのレベルかというところを課長が見ます。そこで先ほども言いましたけれども、まだあなたはこれよりも高い目標でやれるのじゃないかとそこで話し合いをするわけです。そこで、お互い納得したところでの目標設定を年度のはじめに行うと。そこで、コミュニケーションをいままではたぶんそういうことはやられていないのです。課長と係との間で、ことしはこういう業務をやっていこうと。暗黙の了解みたいな形で何か仕事は進んでいたというふうに思います。そこをきちんといまは五つの目標を立ててもらおうという予定をしていますけれども、そこは話し合いをするということで、そこで年度の目標を立てていきます。

先ほど説明にありませんでしたが、年度の途中で1回中間の評価を行います。どの程度進んでいるかというところを、そこでも話し合いをしていただきます。「あなたはこういう目標を立てましたが、いまどういう状況ですか」と。達成できていけばそれはいいです。達成できていなければ、なぜ達成できていないか。そういうところを途中で1回やります。年度の末に最終のそこは申告をしてもらって、また話し合いをするという場面が出てきます。

先ほど言った時間外の関係ですが、評価には入れませんが、時間外手当というのはまた別問題です。時間外を出さないという意味ではありません。当然時間外をやれば、ただ1人あたり年間5%の枠を予算を取っていますので、その中で調整をしますので、時間外をやったから100%出るという状況にはいまなっておりません。昔は時間外を請求すれば全て出た良い時代がありましたけれども、いまはそういう時代ではありませんので、時間外を出しても管理職の判断によって出す・出さないというのがあります。現実そういうことをやっております。

そういうことでいま又地委員が言われたように、評価には時間外の部分というのは入れないというのが基本的な考えなのですが、時間外手当はそこでは支払わないということで

はありませんので、そこはちょっとお含み置きをいただきたいというふうに思います。

平野委員長 その他ございますか。

又地委員。

又地委員 例えば民間サイドで勤務表となるのか評価になるのか、例えば売る品物がここにありますよと。あるいは、作るものもあると。売るもの・作るもの、その会社によって売る専門の会社もある。それから、生産専門の会社もある。そういうところは、この人事評価というのは簡単です。だけれども、こういう例えば自治体で採用する時は一般職で採用する者、技術職で採用する者とありますよね。その中で、人間が人間を評価するということは、これは大変至難の業だと思います。学校の先生だって同じですよ。例えば教育大学を出て先生になった。だけれども、あちこちに転勤してある中で、あるいは大学を受ける前にいろんなスポーツをやっていた。その中で、得意なスポーツを中学校なりに来て教えた。そういう最初から技術を持っていて先生になった人の評価、あるいは全くそういうのがなしで、そして役場の場合。一般職・技術職という形の中で採用する中で、例えば一般職の移動もある。例えば3年いたから移って、次に違う課に行くとかそういう部分についての評価等に関しては、これはすごく難しいと思うのです。だからこそ、例えば評価をする上司と話をする中で決めなさいと言うのでしょうか。それもまたすごい難しいですね。本当にそうだと思います。やらないとだめなことはわかります。だからこそ、評価をする側、あるいは自己申告をする側とのここで話し合いをする時の正確さと言うかその辺をかなり慎重にやってもらわないと困るということなのです。それでないとする意味では、落ちこぼれ、落ちこぼれ、落ちこぼれみたいなものが採用したけれども多く発生するとしたら、もっていかない役場の中というのは。その辺の心配がある。いいですよ、評価して皆さんに頑張ってもらおうという目標。大義名分は大したいい。その反対もあり得るということも重々頭に入れて対応してください。

平野委員長 その他ございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 最後にもう一度確認になりますけれども、確認をさせてください。本当の第三者、組合等ではない本当の意味での第三者のかたが今後、評価者・1次評価者・2次評価者・調整者及び決定者等に入る予定はありますか、ありませんか。それだけ最後に確認をしたいです。

平野委員長 合わせて今回この評価者を設定するにあたって他の自治体の事例等をもし調べていて、よその自治体はこの評価者についても内部だけで組織をしているのか、あるいは外部の第三者。いま鈴木委員が言うような庁舎内以外の人も評価に入れている自治体があるのかないのかも合わせてお願いします。

総務課長。

山本総務課長 国のほうからの指導ということでは、全ていま説明した内容と同じということで、職員以外の採用というのは考えておりませんし、現状実施している自治体の中でもそういう第三者委員会というのは、あくまでも職員の中ということで実施をしております。現状では変わりはないということで、お願いします。

平野委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、私自身もこの人事システムを利用して、職員の質の構築をということで一般質問をした経緯もありまして、各委員から出されるように、今後非常に評価をするということは大変難しいということはわかりますが、この制度が実施される以上、年数を見ながら実際これを適用する年数が私はできれば延ばさずに、他市町の事例をもちろん見ながら進めるという気持ちもわかりますけれども、せっかく採用されたシステムを有効に次年度以降、1年でも早く活用した人事采配ですとか進めるように、要望と言いますか私自身はお願いをしておきます。

以上をもちまして、総務課の人事評価制度の導入については、終了をいたします。

・行政不服審査法の一部改正について

平野委員長 続きまして、行政不服審査法の一部改正について、こちらも資料が出されておりますので、説明を求めます。

総務課長。

山本総務課長 2点目の行政不服審査法の改正に伴います条例改正ということで、3月の定例会に上程を予定しております。

こちらにつきましても国の改正に伴いまして、各自治体の条例改正が必要となるもので、条例規則等への影響の範囲、また本制度の趣旨につきまして、説明をさせていただきます。

担当の加藤（崇）主査から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 加藤（崇）主査。

加藤（崇）主査 総務課総務グループ主査の加藤です。本日はよろしく願いいたします。

それでは、早速説明のほうに入らせていただきます。

資料の19ページをお開きください。

行政不服審査法は、平成26年6月に全部改正され、平成28年4月1日に施行されます。

主な改正は、資料19ページの真ん中の下から20ページに記載されてありますとおり、審理員手続きの導入、第三者機関への諮問手続きの導入、審査請求人の権利の拡充、不服申し立て期間の延長などです。

この中で特に、第三者機関の諮問手続きの導入につきましては、新たに第三者機関を設置するか、既存の委員会にその役割を付与しなければならず、当町においては、第三者機関として「木古内町情報公開及び個人情報保護審査会」に第三者機関「行政不服審査会」の役割を付与いたします。

また、こちらにつきましては、2月12日に行われた木古内町情報公開及び個人情報保護審査会で委員さんの承諾を得ております。

これに伴い、条例等の整備を行い、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例として、3月定例会にて提案をさせていただきます。

整理条例の中身は、資料の20ページと21ページに記載されておりますが、木古内町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正、木古内町情報公開条例の一部改正、木古内町個人情報保護条例の一部改正、固定資産評価審査委員会条例の一部改正、木古内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、木古内町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正、木古内町行政手続条例の一部改正、特別職等の職員で

非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部改正の8本です。

また、職員の給与に関する条例についても、行政不服審査法改正の一部改正に伴い文言の整理がございますが、こちらにつきましては、今回の整理条例とは別に提案をさせていただきます。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

平野委員長 説明が終わりましたので、質問がありましたらどうぞ。

又地委員。

又地委員 公平委員会との違いを教えてください。

平野委員長 加藤（崇）主査。

加藤（崇）主査 公平委員会というのは、職員等の処分に対して先ほども人事評価の部分で出てきたのですけれども、特に処分とかそういった場合において、職員が不服とかそういった場合に申し立てを行うところでありまして、今回の行政不服の審査会といいますのは、行政の処分に対して例えば去年の10月なのですけれども、札幌市のほうで保育料の値上げということがありまして、それに伴いまして保護者の一部のかたからその処分に対して、不服の申し立てがされたという事例がありました。そういったところの受け皿と言いますかそういうところになるのが、行政の今回の不服の審査会のほうになります。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 いま処分というふうに言ったのですが、行政が決定する事項です。いまで言うと保育料の決定を札幌市で行いましたが、所得の関係で保育料が逆転するというそういう不具合と言いますかそういうものがあって、市民から市役所に対して申し立てがあったと。そういうものについて、その判断が正しいのかどうかというところを通常は担当者が説明をして納得していただくのですが、納得できなかったということで、市に対して申し立てをしたと。そこを第三者委員会でもって、その市が決定したことが正しいのかどうかというところを判断してもらうというのが今回の不服審査法の第三者委員会というふうになります。公平委員会というのは、職員が処分を受けた時に、それに対して職員が申し立てをするというところが公平委員会になりますので、そういうところの違いということでよろしく申し上げます。

平野委員長 その他ございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 なければ、以上をもちまして、総務課の調査事項を終了いたします。

総務課の皆さん、大変ご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 時 分

再開 午後 2 時 42 分

（3）その他

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、調査事項のその他ということで、まずは建設水道課からの報告ということで、

事前に資料の 1 枚ものを配付しておりますので、説明を求めます。

若山課長。

若山建設水道課長 時間を作っていただきまして、ありがとうございます。

私のほうから 12 月 29 日に発生しました除雪作業中の事故について、ご報告をさせていただきますと思います。

概要は、平成 27 年 12 月 29 日午前 3 時半頃、老健いさりび前の電柱を除雪作業において接触し、電柱を倒壊する事故が発生したことによります。

日時なのですが、2 番の時系列の次、12 月 28 日ではなくて、12 月 29 日に申し訳ございませんが、訂正をお願いします。

3 時半頃事故が発生しまして、町で委託している東出雅史さんのところの運転手さんが事故を発生させております。その後、連絡を受けて担当の構口主査をはじめ、私ですとか建設水道課の職員が現地に到着しながら、復旧作業の状況を確認しながら進めております。

北電さんが現地に到着して、その付近の停電も実は同時に発生をしましたので、停電の復旧をまず確認しながら、その後この電柱に対して、実はこの電柱がそのものが北電の配電の電柱ではなくて、老健いさりびへの高圧の電力を供給するためのいさりび側の受電柱。ここにある役場の受電柱みたいな形の受電柱を倒したということです。

町中の電力については、北電さんが来て早朝のうちに復旧はしたのですが、老健いさりびさんへの供給ができない状況が続きましたので、引き続き復旧作業を行っていただいて、10 時頃北電、NTT の仮復旧作業が終了したということになっております。

このあと、今週末あたりに本復旧のほうの予定をされております。今度の本復旧については、受電柱自体が危険な箇所というか今後もしかしたら除雪作業、あるいは普段の通行でも影響がある箇所という可能性があるものですから、今度は北電柱をもう少し道路と川のほうに電柱を 1 本建てまして、そこから地下ケーブルで建物のほうに持っていくというような形で、北電さんは計画をしているところです。

それと 3 番目に記載しておりますとおり、今後の処理につきましては、被害があった北電、NTT につきましては復旧工事が完了して費用が固まり次第、本人を通じて保険等の話し合いになるという形で進んでおります。

それから、老健いさりびさんについては、通所サービスの予定が中止になったりとか、あるいはこの停電が原因と思われる機器の故障があったりとか、早朝よりの人件費を含めていま 60 万円、町のほうは人件費費用としておおよそ 8 万円と。この辺を現在東出さんを通じて、対応を協議中となっております。以上です。

平野委員長 以上、報告を終わりましたが質疑はございますか。

新井田委員。

新井田委員 一つは、12 月 29 日ということで去年の話なのだけれども、ちょっと報告が遅いかなと。

もう一つは、おそらくこれは確認なのですが、例えば元請けさんが雅史さんということで親父さんですよ。息子さんが事故を起こしたという中で、いろいろ会社的な例えば手塚さんとかいろんな会社組織で、契約をされている部分は当然あるでしょうし、そうすればトップの記載等実際に業務をする人方の名前というのは、当然来るのですが、ここにある意味では東出さん単独というか個人の契約なのかなと。そういう中

で息子さんが運転してというのは別に差し支えない、あるいは書類上は息子さんの名前も記載しているから問題ないのだよということになっているのでしょうか。その辺をちょっと確認をしたいのですけれども。

平野委員長 若山課長。

若山建設水道課長 町の除雪事業につきましてはおっしゃられるとおり、委託業務契約を結ばさせていただいております。それにつきましては例えばおっしゃるとおり、手塚産業さんですとか杉沢組さん、会社関係と結んでいる場合もあれば、今回のケースのように東出雅史さん個人と契約をしているのも委託契約としてあります。その中で謳っているのは、使用する機種・ナンバーを含めて、諸元含めて、除雪作業に従事する機種について契約書の中で3台あった場合は、その3台を全部目論んでそれぞれの単価を入れて契約を結んでおります。その中でその作業をしているのが今回は東出雅史さん本人ではなかったのですけれども、それについては契約上問題はないというふうに判断しております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 老健いさりびと町の職員の時間外の部分の費用、これはやはり請求しなければならないというふうに決まったのでしょうか。

それと、老健いさりびとこの60万円の根拠、もう少しやはり金額を請求するのであればどういふものでこの60万円の負があったのか。例えば3時から10時復旧、7時間で冷蔵庫に入っているものが全部傷んで更新しなければならないだとかそういうことなのか。どういふことでこの60万円の積み上げになったのか。職員の人件費・時間外は、出た人数で時間をあれすれば数字は出るのだけれども、60万円の内訳というか中身をちょっとかいつまんで。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 いま竹田委員のほうからも言ったように、今回老健施設の時間帯というのはちょうど朝食の時間ですよね。その部分で何ら朝食に関しては支障がなかったのか、その辺も加味されての60万円になってしまうのか。そこら辺が出てこないのか、その辺がすごい心配だったのです。その辺はどうなっているのか、わかる範囲でお願いします。

平野委員長 若山課長。

若山建設水道課長 いさりびさんのほうから請求内容のコピーをいただいているのですけれども、その主な内容は先ほども申したとおり、本来その日に予定されていた通所サービスが行えなかったことよっての損害、それがまず一つです。

それと、今回火災報知器がこの停電の影響で作動がしなくなりました。その復旧費用にいまはっきりわかりませんが、約30万円くらい。とすると申しているとおおり、この超勤の人件費が10万円弱だったといまは思っておりますけれども、その費用の合計額が約60万円ということを知っております。いま書類を取りに行ったので、時間をいただければありがたいのですけれども。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時52分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの竹田委員、吉田委員の質問に対しての答弁を求めます。

若山課長。

若山建設水道課長 施設の被害なのですけれども、先ほど申した通所サービスの中止による 13 名利用予定に伴う収入減がおよそ 13 万円、それと、火災報知器の故障修理費に 37 万 6,000 円、職員が出動することによる時間外対応で 9 万円ほどかかっております。合計で約 60 万円となっております。

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 ということは、朝食の準備には全く影響がなかったということですか。

平野委員長 若山課長。

若山建設水道課長 ちょっと申し訳ございません。

朝食は、委託している業者さんの準備に伴う職員の出動による時間外対応として、この 2 名分の 5,000 円も含まれています。朝食は出せました。

平野委員長 その他、質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上で建設水道課の報告事項を終了いたします。

若山課長並びに構口主査、お疲れ様でした。

引き続き、入ってきた順番で教育委員会からの報告事項がございますので、進めたいと思います。

資料は配付されておきませんが、報告事項があるということですので、報告を求めます。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 時間をいただきまして、ありがとうございます。

新年度の給食センターの調理員の先行募集の事務についてでございます。

現在、給食センターの調理員は、再任用職員 1 名と非常勤職員 4 名の 5 名で行っております。今回このうち、非常勤職員から年度末をもって退職したい旨の退職願がありまして、また同じく年度末で再任用期間が終了する職員 1 名と合わせまして、2 名の職員が退職し、欠員が生じる状況であります。

現在、例年でありますと非常勤職員等の募集につきましては、3 月定例会終了後に募集事務を行いまして、3 月下旬に面接をしているところでございます。この時期には、既に 4 月からの就職が内定されているかたもあり、期間も短期間であるということで、調理員の募集状況も大変厳しいことが予想されます。このような理由の中で、4 月からの給食業務に支障を来すことのないように、先行して給食の調理員の募集を進めたいということで、議会の皆様の承認をお願いするものでございます。以上です。

平野委員長 副町長。

大野副町長 通常ですと 3 月定例会が終わって予算の議決をいただいてから、臨時職員の採用事務に入るところなのですけれども、今回 2 名の不足が生じておきまして、予算は 3 月定例会に上程しています。ただ、3 月定例会を過ぎてしまうと 11 日以降ですから、募集の時間が二週間程度しか残っていないのです。そこを考えますと、いまその時期に募集をかけたとしてはたして 2 名が確保できるかどうかということに心配があるものですから、

今回に限っては先行して議会前なのですけれども、できればきょう理解をいただければ、あすにでも掲示のほうをスタートさせたいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

平野委員長 いまの課長と副町長の説明で、概ね皆さん理解をしたいと思いますが、質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 では、了解したということで、以上で教育委員会の報告を終わります。

続きまして、資料を1枚出ております。

保健福祉課からも報告の旨の説明をしたいという話が出ておりますので、早速保健福祉課の報告を受けたいと思います。

名須賀課長。

名須賀保健福祉課長 本日は時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

介護予防・日常生活支援事業についてです。

平成26年6月医療介護総合確保推進法が施行され、介護保険法に規程されている要支援1・要支援2のかたの地域支援事業の実施主体を、介護保険から市町村に平成29年までに移行しなければならないと定められました。

このたび、予防給付のうち訪問介護(ホームヘルプ)・通所介護(デイサービス)については、事業者との協議が整ったことから、平成28年3月から地域支援事業として移行することになりました。

移行した場合でも、現在のサービスの利用者や利用料金、事業者には変更はありません。

移行することによって、総合事業の上限額の優遇措置があり、余剰額分に対する国費・道費・支払基金からの補助金・交付金の増額が見込まれます。

また、いままで認定期間が12か月でしたが総合事業を実施することにより、24か月に延長となることとなりますので、認定業務の軽減も図られます。

移行する業務が、1.ホームヘルプサービス、2.デイサービス。移行予定者が28名、両方のサービスを受けているかたがございます。

今回、28年3月定例会で総合事業に移行することにより、対象者約12名分のケアマネジメント分の委託料が、民間移行者に委託することで発生するということになっております。それが4万3,000円分になります。よろしくお願ひいたします。

平野委員長 報告の説明を受けましたが、皆さんに配付の資料の記載のとおり、来月の定例会の補正で出てくる案件でございますが、確認があれば受けます。

竹田委員。

竹田委員 上段のほうの末尾のほうに、「総合事業上限額の優遇措置がある」と。これは町にとってのメリットという部分なのか、利用者にとってメリットなのかという部分がいまの説明だけではわからない。この事業費が4万3,000円になるというのはわかったのだけれども。そして、ケアマネジメントこれを業者のほうに委託をするということなのですね。町がやらないで。ただやはり、以前にもこの要支援1・2の関係については提示をされていますけれども、木古内町としてどうするかという部分が、その当時から今日まで見えてこなかったのですよね。事業者とたぶん町内のホームヘルプですから社協、あとは民間の事業者、デイサービスだから恵心園との調整が整って、この3月からやることによってメリ

ット、優遇措置がある。この優遇措置がサービスを提供する側に上乗せみたいなのがあるのか、町にとって何らかの優遇があるのかというのがちょっと見えてこないものですから、その辺を教えてください。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 福嶋委員。

福嶋委員 実はことしの3月から開始するというふうなことですけれども、今月8日の臨時会に減額補正をしているわけです。予算もこの間、人事も含めて。その時に間に合わなかったのか。今回出してきて、3月からはじまるから3月定例会に入ってしまうから、いまはここでお願いをしたいということの説明だろうけれども。2月に人件費を含めて減額補正をしているでしょう。その時に何で一緒に出さなかったのか、それまでに間に合わない書類がこなかったのか、わかる範囲内でお知らせください。

平野委員長 名須賀課長。

名須賀保健福祉課長 2月補正に関してですけれども、補正を作っている段階では道と協議をして、今回の総合事業の実施時期のやり取りをしていたもので、2月補正には時間的に間に合いませんでした。

平野委員長 阿部主査。

阿部主査 まずは、町にとっての優遇措置ということで、それについては国から入ってくるお金と支払基金からルール分として入ってくるものがあるのですけれども、率は決められておりますが。そのいまある地域支援事業の上限額が上乗せされるということで、町に入ってくる介護保険事業に入ってくる国庫補助・道補助とかが増えるというふうになっております。事業者に対してお金が増えるとかではございません。町に対しての交付金と補助金が上限が増えることによって、若干上乗せされるということです。

あと利用者については、個人負担は全く金額は変わらずで、ホームヘルプの事業者も例えば変わりませんし、デイサービスを使っている事業者、提供している事業者についても何も変わらないということで、事業者も不利益もないですし、利用者についても不利益がないということで、国が早期実施を各町に求めておりましたので、うちは道との調整が付いて、さらに事業者との調整も付いたということで、3月に実施したいということで、急に提案をさせていただいたところです。

あと3月実施ということで、通常であれば4月実施ということのほうが新年度予算の説明とかでも非常にしやすかったですのですけれども、3月実施ということで平成27年度中に実施することによって、先ほど言った補助金・交付金が上乗せの量が多くなるのです。だから、1年度でも早く実施することによって、町にも優遇措置ということで言われておりますので、3月実施に目途が付いたということで、急な提案となったところです。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 了解はするのだけれども、先ほど福嶋委員も質問をしていましたけれども、例えば道との協議が整ったということは、27年度からやるということを決めていたのでしょうか、極端な話。そうすればやはりこの時期ではなくて、少なくとも1月なり12月のうちに道と協議をしてスムーズに進める。実施をするのは3月からでもいいからもう少し、こんなにギリギリで2月になって道と協議をして、ようやくOKをもらったから3月からやるということではなくて、要支援1・2の問題は市町村で取り組まなければならないということは

みな理解はしているわけだから、そうしたらどうするのだということで行政側が詰めて。ただ、やる時期は27年でなくても28年度も29年度もいいのだよというふうに我々も受け止めていたものだから、やはり早くやって良かったなという思いもありますし、もしそれを決めるのであればもっと早く決めて道との協議も早く済ませて、3月からこれこれというふうにするべきだろうと思います。これは了解しました。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 私のほうは多少同僚委員とラップしますがけれども、移行予定者1・2とありますよね。要はこの制度が要支援1・2、さほどの重いかたではないというような理解ですがけれども、この制度は3月からという中で、まず利用者にとって不具合が起きないのか。一般の例えばいまおっしゃったように、社協だとか地元のそういう業者に渡すのだという中で、色分けというのは選択というのは、お客さんが選択するのはどうするのか、あるいは説明はどうなっているのかという部分をちょっと聞きたいです。

要は、このホームヘルプサービスとかデイサービスというのは、当然お客さんが選ぶ権利はあるのだろうけれども、どういう案内でお金に関しては従来と同じだよということなのだけれども、要するにいまやっている人方が迷うようなことだったら非常にまずい部分があると思うので、この辺のいわゆる説明等に関してはどんなことなのかをちょっと。

それが1点と、いま言ったように社協さんだとか、あるいは地元のヘルプ業者にどういう案内で、お客さんがそういう選択の中で困っていかないのかなという思いがあるのですけれども、その辺の答弁をお願いしたいのですけれども。

平野委員長 名須賀課長。

名須賀保健福祉課長 いままで介護保険で受けていましたこの二つのサービスについて、事務所も変わりませんので、ただ事業主体が介護保険ではなくて、市町村が行うと。ただ、その変更だけです。事業者も業者も一切変わるということはありません。

平野委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上で保健福祉課の報告を終えます。

保健福祉課の皆さん、ご苦労様でした。

続いて、3番目の調査事項の意見書に入る前に、10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時20分

3. 意見書

①「介護報酬の再改定を求める」意見書

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

3の意見書について2件出ておりますが、事務局より1点目の介護報酬の再改定を求める意見書について、簡単に内容の説明をお願いします。

西嶋主査。

西嶋主査 私のほうから簡単に説明させていただきます。

今回意見書ですが、2件ほど提出されてございます。2件ともなのですけれども、過去に出した経緯はないような内容でございます。

それでは、まず1件目です。介護報酬の再改定を求める意見書です。提出された団体につきましては、北海道医療労働組合連合会函館地区協議会から提出されてございます。内容でございますが、平成27年4月より4.48%程度大幅なマイナス改定がされて、施設運営が困難であると。そのマイナス改定を見直すよう求めるような内容でございます。

マイナスにならないほうがいいとは思いますが、その分財源をいろいろ確保しなければならない部分もございますので、その辺を鑑みて協議していただければというふうに思います。以上です。

平野委員長 それでは、介護報酬の再改定を求める意見書の採択・不採択について、どなたか意見がありましたら挙手をお願いします。

竹田委員。

竹田委員 確かに上段に掲げているように、介護報酬はマイナス改定されたということは承知をしていますけれども、そのことによって例えば我が町のそれだけでなく高い介護保険料に、診療報酬をアップにすることによって、管内でもトップクラスの保険料ですからそれがどう影響するかによっては、安易にここの団体から要請があるようにしていいのかどうなのかというのがちょっと疑問視。その辺が影響しないということであれば当然、やはり事業所の処遇改善含めてアップになることがいいわけですがけれども、ただそこの関連の中ではたしていかなものかなというところが見えてこないものですから、簡単に「いいね」というわけにはいかないのかなというふうに思います。

平野委員長 いま西嶋主査の説明でもあったとおり、竹田委員と同様の2行目のほうを強い口調で言っていたので、西嶋主査もそのような思いなのかなと聞いていましたけれども、いまの竹田委員の話からいきますと、見合わせたほうがいいのかということでございます。叙任委員会の規程では、不採択の意見が1人でも出れば、これは不採択の方向にするというルールでございますので、早速不採択ということによろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 不採択の意見が出ましたので、不採択といたします。

続いて②番、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書について、説明を求めます。

西嶋主査。

西嶋主査 次に、2件目です。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書陳情となつてございます。

出されている団体につきましては、大阪府にあります軽度外傷性脳損傷仲間の会という団体から出されてございます。

こちらにつきましても、窓口設置があることに問題はないのでございますが、町の規模等々がございまして、木古内町として出すのがいいのかどうかというところで、ご審議をしていただければというふうに思います。以上です。

平野委員長 事務局から説明がありましたが、この2番目の意見書についての採択・不採択についての意見がございましたら、挙手をお願いします。

鈴木委員。

鈴木委員 私もこの意見書を見るまで、こういう事実があったということは、勉強不足で知らなかったです。ただ、これがこれから例えばテレビとか新聞で、これをやられる動きになっているのかどうか含めて、勉強不足だなという部分はあるのですけれども。ただもっと大きく見ますと、スポーツをやっている子ども達とか学生の健康を守って、きちんとスポーツの教育をする上では大事なことだと思うのですけれども、ただ窓口を含めてまだちょっとハードルが高いのかなと思ったりもしています。経過を見たいと思います。

平野委員長 それでは、不採択の意見が出ましたので、この件に関しても不採択といたします。

以上、意見書の2件については、二つとも今回は不採択ということで進めます。

4. その他

平野委員長 それでは続いて、4番のその他ということで、総務・経済常任委員会議会閉会中の所管事務調査について、3月定例会に報告する調査事務についてを議題といたします。

本日2月22日まで2回、常任委員会を開催されました。それで今回、年度末ということで3月から6月までですと、年度はじめでなかなか事務調査についてもこれといういままでの数年の例を見ても、3月定例会では内容については載せず、緊急を要する課題についてということのみの記載と報告は2回の報告をしますけれども。皆さんの意見を聞きまして、これは載せたほうがいいというものがあれば、追加をして載せたいとは考えておりますけれども、皆様方からは何か。

又地委員。

又地委員 塩蔵ワカメの施設の調査は、本格的にワカメははじまっているのだけれども、塩蔵ワカメはたぶん3月くらいからではないのかなと思うのです。その塩蔵ワカメに去年補正を組んでもらったわけだから、現地を見ないとだめではないのかなとそんなふうに思っています。ただ、補正の時だけの話で全く塩蔵ワカメに関してはやっていない。特産品云々の部分ではちょっとさわっているけれども、だから6月まで緊急を要するといったら、6月ならもうワカメの時期がいいところ終わってしまう。だからどうかなと思っただけだけれども。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

又地委員から出されましたのが、塩蔵ワカメの施設の現地調査をヒジキと合わせて調査事項に載せたほうがいいのではないかというご意見がございましたが、皆さんどうでしょうか。

それ以外で何か気になる部分、お気づきの点がありましたら。

私個人としては、この人口減少対策についてを再度継続として載せたいなとも思ったのですが、いまの進みを見ると次回の予算委員会でも出てなさそうですし、もう少し先に延ばしたほうがいいのか。6月までは新たな進みはないのかなということで、今回は見合わせたほうがいいのかと思っています。

先ほども申しましたとおり当然、緊急を要する課題についてと載せておりますので、各課から上がってきたものは当然調査をします。ただ、我々から提出して調査事項というふうに定めているのは、ここ何年を見ても3月定例会にはほとんど載っていないのです。過去のあれを見ても3月定例会には載せておらずということですので、あとあといま詰まるというようなことはないかなとは思っております。

1点いまの又地委員の言われたワカメ・ヒジキの部分について、調査事項として載せると。それ以外については、緊急を要する課題についてという記載にさせていただきたいと思えます。

それと合わせまして、常任委員会報告ですけれども、いつもどおり私と副委員長が相談して作らせてもらうということで、ご了承いただきたいのですがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ありがとうございます。

それでは、4番のその他を終えたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の全ての調査事項、意見書、その他と終了をいたしましたので、第11回総務・経済常任委員会を終了いたします。

大変、ご苦勞様でした。

説明員：大野副町長、福田まちづくり新幹線課長、丹野新幹線振興室長、畑中主査
加藤（隆）主査、山本総務課長、幅崎主査、加藤（崇）主査

傍 聴：なし

報 道：道新（大塚支局長）

総務・経済常任委員会
委員長 平 野 武 志